

## 平成23年第3回柳津町議会定例会会議録

平成23年9月14日第3回柳津町議会定例会は柳津町議会議場に招集された。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番 齋藤正志	6番 鈴木吉信	9番 伊藤毅
2番 横田善郎	7番 小林功	10番 磯部静雄
3番 菊地正	8番 荒明正一	11番 田崎為浩
5番 羽賀弘		

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

### 3. 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

町長の説明について

一般質問（通告順）

報告第1号 決算特別委員会付託案件審査結果報告

議案第71号 平成22年度柳津町歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成23年度柳津町一般会計補正予算

議案第73号 平成23年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算

議案第74号 平成23年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

議案第75号 平成23年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第76号 平成23年度柳津町介護保険特別会計補正予算

議案第77号 平成23年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算

議案第78号 平成23年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算

議案第79号 平成23年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算

議案第80号 平成23年度柳津町下水道事業特別会計補正予算

- 議案第 8 1 号 平成 2 3 年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算
- 議案第 8 2 号 平成 2 3 年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第 8 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第 8 4 号 柳津町過疎地域自立促進計画の変更について
- 報告第 5 号 財団法人やないづ振興公社経営状況報告について
- 報告第 6 号 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について

平成23年第3回柳津町議会定例会会議録

第1日 平成23年9月14日（水曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 齋藤正志	6番 鈴木吉信	9番 伊藤毅
2番 横田善郎	7番 小林功	10番 磯部静雄
3番 菊地正	8番 荒明正一	11番 田崎為浩
5番 羽賀弘		

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町長 井関庄一	保育所長 岩佐節子
副町長 田崎幸一	教育委員長 小林銀一
総務課長 新井田健一	教育長 新井田明義
出納室長 齋藤勇雄	教育課長 伊藤光正
町民課長 矢部良一	公民館長 長谷川富雄
地域振興課長 佐藤静穂	代表監査委員 長谷川和男

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 新井田敏	主任主査 田崎好章
-------------	-----------

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 町長の説明について

日程第5 一般質問

日程第6 議案第71号 平成22年度柳津町歳入歳出決算認定について

◎開会及び開議の宣告

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成23年第3回柳津町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。（午前9時58分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により指名をいたします。

1番、齋藤正志君、2番、横田善郎君、3番、菊地 正君、以上3名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会において、本日より9月22日までの9日間と協議願ったところではありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本定例会の会期を本日より9日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長

次に、日程第3、諸般の報告について、これより平成23年6月15日開会の第2回定例会以降、本日までの諸般の報告をいたします。

まず、議会の諸般の報告については、お手元にお配りのとおりでありますので報告にかえます。

次に、柳津町監査委員より、平成23年5月から7月までに係る例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしましたので報告にかえます。

次に、平成22年度教育委員会点検・評価報告書の提出がありましたので、配付したとおりであります。

次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告を求めます。

6番、鈴木吉信君。

#### ○6番（登壇）

平成23年9月会津若松地方広域市町村圏整備組合議会定例会の報告をいたします。

9月1日午前10時より、組合庁舎4階講堂において議会定例会が開催されました。

管理者提出案件7件、議会側提出案件4件です。これらの提出案件について特に異論はなく、7日の本会議において可決または承認されたことを報告いたします。

なお、詳細については事務局に資料がありますのでごらんください。

以上で報告を終わります。

#### ◎町長の説明について

#### ○議長

次に、日程第4、町長の説明について、町長のあいさつと提出議案の説明を求めます。

町長。

#### ○町長（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日、平成23年第3回柳津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折にもかかわらずご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会におきましては、平成22年度決算及び本年度の補正予算等について提案いたしますので、ご審議の上、全議案議決賜りますようお願いを申し上げます。

さて、我が国の経済は、東日本大震災による落ち込みから回復の動きが強まっている中、急激な円高により為替や株式相場が不安定な状況にあり、依然として企業経済活動や個人消費等が低迷しているところであります。これらの影響を大きく受ける地方経済においては、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束が見えない中6カ月が過ぎ、依然として放射性セシウムの問題により避難を余儀なくされ、瓦れき、汚泥処理先も決まらず、著しい復興のおくれを感じるところであります。風評被害もおさまらず、大変な状況下、7月末の新潟・福島豪雨により、柳津町では、住宅全壊1棟、床上浸水38棟、床下浸水15棟、町道、林道関係で53カ所、河川5カ所、農業用施設関係で106カ所、観光商工施設、企業等関係で40件、総額で8億3,000万円余りの被害が発生をいたしました。現在、町では原発事故による風評被

害対策を初め豪雨災害への対応として補正予算により適宜取り組んでいるところでありますが、引き続き雇用環境の改善や観光商工業の振興策、農作物の安全安心対策、地域住民に直結する災害復旧対策として、さまざまな対応が望まれるところであります。地方自治体にとっては地域経済活性化への取り組みが重要な課題となっているところであり、国の第3次補正予算や来年度予算での政府の景気対策に関する取り組みについて、大きく期待をしているところであります。

9月に入り野田新内閣が発足し、復興に加え円高対策や財政再建等課題は山積をしておりますが、東日本大震災からの本格復興を目指す2011年度第3次補正予算案が本格的な調整作業に入り、各省庁の要求予算総額は10兆円規模となる見通しで、被災した地方自治体が自由に使える財源に3兆円規模の復興交付金を創設するのが柱で、円高対策も盛り込まれる見込みとなっているところであります。また、原子力発電所事故の被害が大きい福島県については、野田首相が振興基金を創設する意向を表明しており、被災自治体が復興指導できるよう政府は後方支援を強化する形で、もう一つの柱は円高対策で、競争力が弱まる企業の海外移転が加速しかねないことから、産業空洞化対策を強化し、企業の国内立地を促す補助金を拡充するほか、雇用対策として都道府県に置いた基金を2,000億円程度積み増し、自治体の直接雇用や民間への企業委託の際に使えるように配慮した形となっております。

このような情勢ではありますが、本年度も間もなく半年を過ぎようとしており、重点事業に掲げました各種施策についてほぼ順調に進捗しているところであり、今後とも適正かつ効率、効果的に行政運営に取り組み、各種施策、事務事業遂行のため全力を傾注してまいりますので、議員の皆様方のご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げます次第であります。

なお、本議会に提案いたします案件は、平成22年度決算認定に関する案件1件、平成23年度補正予算に関する案件11件、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する案件1件、過疎地域自立促進計画の変更に関する案件1件、財団法人やないづ振興公社経営状況の報告に関する案件1件、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告に関する案件1件、以上の16件であります。

慎重審議の上、全議案議決賜りますようお願いを申し上げまして、私のごあいさついたします。

◎一般質問

○議長

日程第5、これより一般質問を行います。

通告順により、横田善郎君の登壇を許します。

2番、横田善郎君。

○2番（登壇）

それでは、前に通告しました2点についてお伺いいたします。

まず、1番目ですが、今後の観光行政についてお伺いします。

大地震、大津波、原発事故、只見川沿いの集中豪雨、これらの被害により全国的に観光産業が打撃を受けております。観光庁を設置し、経済復興の目玉として観光立国を目指した国も出鼻をくじかれ、我が町でも産業振興の大きな柱として期待していたわけですが、行き先不安を感じざるを得ません。地域経済の停滞も含めたこのような町の置かれた状況から、当面どのような観光振興対策をとられるのか、また将来、柳津町の観光地としてのあり方をどのように考えておられるのかお伺いします。

2番目、新潟・福島集中豪雨災害に対する対応について。

7月28日から30日に至る新潟・福島豪雨災害は、激甚災害に指定されるほどの被害をもたらしました。町も総額8億3,000万円以上の被害を受けましたが、さらに心配されるのは、観光客の減少、被災による営業中止・休業、農産物の減収や品質低下、被災者や農家の思わぬ支出など、関連して生じる地域経済基礎体力の一層の低下ですが、そこで次のことをお伺いします。

農地被害を含めた直接被害者や関連して生じる被害、出費に対する公的負担軽減対応について。内容は、町民税等災害受益者負担金の軽減、上下水道料金の軽減、修復工事、機械借上げ、災害救助法に基づく被災者支援等についてお伺います。

2番目、8月19日の臨時議会において、6,300万円ほどの一般財源負担の補正予算を組みましたが、今後予想される道路や上下水道、農林施設復旧等に係る一般財源の見込み額は幾らでしょうか。

3番、税や各使用料の落ち込み、町民の収入減少が将来にわたる町財政の硬直化は心配されないでしょうか。

以上についてお伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、2番、横田議員にお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、今後の観光行政についてということであります。

昨年の末の豪雪、東日本大震災、これに伴う放射能の風評被害により、柳津町においても入り込み客数は大きく減少をしております。また、5月の連休には、大型バスによる観光客の入り込みがほとんど見受けられませんでした。この対策として、東日本大震災風評被害対策会議を設置し、各関係団体と協議し、関係団体の意見等を取り入れ、また、柳津町を応援していただいております首都圏の方々とタイアップして、観光PRを初め、町の特産品、農産品の販売を行ってまいりました。しかし、7月末の新潟・福島豪雨災により、JR只見線、国道252号線の交通が遮断され、只見町を経由する新潟方面からの入り込み客は見込むことができなくなったところであります。柳津町風評対策会議の意見等を踏まえ、時間はかかりますが、地道に、県内はもとより、首都圏、隣接県でのPRを続けたいと思っております。

今後は、歴史、文化など、先人から受け継いだ魅力の再発見と活用により、新しい価値をつくり、関連する諸施策と連動させながら観光の振興を進めていくことが重要だと思っておりますので、そのような方向で進んでまいりたいと思っております。

そして、2番目でございますが、新潟・福島集中豪雨災害に対する対応についてであります。

このたびの豪雨災害により被災されました皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

新潟・福島豪雨については、7月28日に災害対策本部を設置して被害の現地調査を行い、消防団、消防署、警察署と連携をとり、災害の対応に当たりました。被害の状況は、家屋の浸水、道路、農地、農作物、商業等被害金額で、ただいま議員がおっしゃったとおり、8億3,000万円以上であります。被害の出費に対する公的負担の軽減対応についてであります。町としましては、浸水等の被害を受けた方に、住宅、店舗、設備等の修復経費の補助金として、15万円を限度額として豪雨災害補助金の創設をして支援をいたします。また、被災者に対する町民税等の減免措置等については、現在ガイドラインを作成しているところであります。

農地災害の受益者負担金の軽減、被災した世帯の水道料の減額であります。さきの全員協議会で説明しましたが、災害受益者負担金、修復工事、機械借り上げについては、通常受益者負担金が35%であります。今回、激甚災害指定のため、受益者負担金を30%にしたいと考えております。また、補助率増高の結果によっては考慮をしたいと思っております。ま

た、上下水道料金については、過去3年間の7月、8月の平均使用料の超過分を減免したいと考えております。

その中でありますが、②の災害復旧等に係る一般財源の見込み額であります、事業費で5億6,000万円を見込んでおり、特定財源として、国、県の補助金、地方債等を見込んでおりますが、現段階においては事業費は確定しておりませんが、一般財源として3,000万円を見込んでいるところであります。

そして、③であります、税は、使用料の落ち込みで収入の減少が将来にわたる町財政の硬直化は心配されないかということではありますが、東日本大震災、東京電力原子力発電所事故による風評被害、このたびの豪雨災害により町の経済に大きく影響を及ぼしております。また、国際的には、円高、株価の下落等、国内外の経済情勢は大変厳しい現状であります。町においては、前年度との比較見込みで、町税で600万円、地方交付税等で7,100万円の減収であります。ここ数年、急激な歳入の減少はありませんが、景気の動向は依然として厳しい状況でありますので、財政の硬直化を招かないように、行政運営の効率化と経費の節減を図り、今後とも行政運営の健全化に努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長

これより、一問一答方式により再質問を許します。

2番、横田善郎君。

○2番

今、答弁をいただきましたが、今後は歴史、文化財などの先人から受け継いだ魅力の再発見と活用により新しい価値をつくり、関連する諸施策と連動させ観光の振興を進めていくという答弁をいただきましたが、町の振興計画書を見ますと、この基本計画なんです、いろいろなことをやろうと書いてあります。町の振興計画の中にも、基本計画の中にも、新たな発想を生み出し、魅力ある観光地づくりに取り組んでいきますと、ことしは非常に財源が豊かであります。かなり余裕があります。この後審議されると思うんですが、さらに5,900万ほどの補正予算を組んで、予備費の残額が1億1,700万以上になっております。こういうときこそ今基本計画にも載っている、魅力ある実勢に基づいた事業の展開とか、いろいろこれについて少しでも何か、尾につくといいですか、そこをやるべきだったと思うんですが、総論ではなくて具体的なことで何か、魅力ある再発見とか観光地の振興に努めていくような新しい価値観の何か具体的なことはなかったでしょうか。これについてまずお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

それでは、横田議員にお答えをいたします。

議員もおわかりのとおり、大変ことしは災害に悩まされた年である、今6カ月を過ぎようとしている中でも、大変厳しい情勢下にあることは皆さんもご承知のとおりであります。ことしは特にですが、それらについていろんな交流人口を凶ろうとした施策もありました。その中で、冒頭議員がおっしゃったように、出鼻をくじかれたような感じがしております。

そういった中で、対策としてこの東日本の対策に重視をし、またその中で避難の皆さんと色々なことをしながらも、そうした中で7月のあの豪雨でありました。本当にいろんなタイムリーに物事を出していかなければならない状況下でありながら、そのような災害対応が主になってしまったということでもあります。

ですが、柳津町は、本当に私たちが自慢できる、誇りを持てるような資源力のある町であると思っております。それはやはりいで湯と信仰に象徴される我が町の、虚空蔵尊あり、そしてまた地熱発電所、そして斎藤清先生の文化遺産、あのような版画の美術館があるわけがあります。これらをうまく点を面にしながらやっていけば、必ず我が柳津町は交流人口は確保できる、そのようにまだ自信を持っているところであります。

ですが、これからの観光というのは柳津町だけでは私にはできない、やはり議員が常々おっしゃっている奥会津の皆さん、そしてまた霊地観光の皆さん、それぞれの特色を生かしながら連携を図ってやるべきだということを常々おっしゃっていただいておりますが、ご説のとおりだと思っております。柳津町のいい資源をいかに活用して多くの皆さんに楽しんでもらって、柳津町では1時間しか滞在できない、その補いを他の観光地に補いながら、ぜひ食事とか泊まりは柳津にという連携プレーを図っていくつもりでありますので、それらについての具現化を図っていきたい。そのために今は首都圏にいろんなPRをしております。これは必ずや次の年度の中で生かされるものと、それらを信じながら今外に向けてのPRをしているところであります。

以上であります。

○議長

2番、横田善郎君。

○2番

今後の問題だと、今後の課題だということ、確かにそうだと思うんです。長い目で見てやらないとなかなか難しい面だと思いますが、まず観光庁は魅力ある観光地づくりを支援しております。町単独もいいんですが、やはり観光庁が着地型旅行商品の開発とか、いきいき観光まちづくりとか、そういったことをやっております。観光圏の整備事業による会津・米沢地域観光圏の指定等、これらは喜多方から南会津まで入っていますが、こちらのほうは入っていないわけなんです。今回、会津若松市は外国人観光地の拠点にも選ばれました。さらに、新聞等で見ましたが、最近では磐梯山ジオパークとして、猪苗代、磐梯、北塩原、あの地域が認定されました。町も、何と申しますかそのおこぼれをもらうのではなくて、今町長おっしゃいましたが、奥会津としての地域のつながり、今まではイベントのつながりだけでつながっているような気がするんです。やはり奥会津としてのつながりをすっきりと、町長は再任されたらこれは頑張ると、そういったことをやっていくというようなことを表明されましたが、そういう奥会津としての地域のつながりを大事にしていくべきだと思いますが、町長、再度、先ほどの答弁でそこら辺についてはしっかりやっていくという答弁いただきましたが、もう一度確認しての答弁をお願いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

議員のおっしゃるとおり、今、大変残念ながらJRの線が宮下までしか行っていないということで、できるだけ早く川口駅まで通したいということで、先日もJRのほうに行ってきたわけでありまして。そしてまたこの16日に仙台のほうにPRに行つてまいります。そういった中で、奥会津とのつながりをいかに大事にしていくかによって、やはり経済圏は柳津でありますので、それらを十二分に配慮したやり方をしていきたい。それには今議員がおっしゃったように、常に観光の目標、目的に合った下地づくりをしながら、いかなるときにおいてもそれが揺るぎない観光地であるというイメージを常に掲げなさいというのが議員のいつもの持論でありますので、それらについては私も同感でありますので、それらの下地をつくって、どういう災害が起きようともやはり柳津には寄っていこうというようなきちんとした交流人口が確保できるようにしていきたい。それには、行政のできる部分と民間のできる部分があると思います。それらの役割は常にしっかりと持ちながら対応していきたいと思ってお

ります。

○議長

2番、横田善郎君。

○2番

やはり地域としての魅力づくり、奥会津としての魅力づくり、奥会津とはこのような状況なんだと、安らぎとかいやしとか、そういうのを前面に出したいと思うんですが、そういったところについての再提携、そこの中の柳津町としてのあり方を模索してみたいと思います。

それでお伺いしますが、我々も、近い将来人と物がもっとグローバル化され、世界の中から、特に韓国とか台湾とか中国とかの観光客がかなり日本を訪れるのではないかと、そんな思いから去年は韓国を研修に行ってきました。それは観光庁の出先機関と、それから向こうの旅行会社と。そしてまた今回は、ことしは全国的に有名になった黒川温泉に行ってみようということで行ってきました。いずれも団体客でのあれではないです。黒川に至っては西山地区とどう変わるんだろうというような感覚であったわけですが、旅館数が少し多い程度で山の中の温泉でした。しかし、そのサービスやもてなしとか、そういったものをしっかりと価格に、旅館の宿泊料に転嫁されておりました。非常に高いなど。しかしそれは年間予約がなかなかとれないほどのにぎわい、入れ込みであったそうです。徹底したもてなし、空間、情緒、旅館の料理、あるいは露天風呂等から全部ひっくるめた地域を挙げてのもてなしをやっていくということでありました。ですから、前からあれなんです、やはり柳津町もいやしとか安らぎとか、あるいはもてなしということを前面に出して、柳津町、いや奥会津はこういった地域なんだと、これをしっかりとPRして、基本計画は定めてやっていく必要があると思うんですが、どうでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

これは、議員がおっしゃるように、人と自然と織りなす対局形になっていると思っております。確かに風光明媚な柳津町であります、今回の水害であのような、こんな姿があったのかというような災害のひどさもありました。ですが、我々に映る景色というのは、柳津の風光明媚さはまだまだ残っていると思っております。

その中で、今奥会津の中で専従に2名の方がいろんな魅力づくりをしているわけでありま

す。そしてこれは観光業に携わる皆さんともつながりのある皆さんでありますので、それらに対してもやはり我々の提言できる、柳津町はこうだと言えるような、今おっしゃったようなやし、そしてまた安らぎとか、そしてまた皆さんに満足いただけるようなもてなしというものが、それぞればらばらな方向ではなくて、旅館の皆さんも一本化しながら、秋の味覚のシーズンにはこんなもてなしがありますよという、そういったものが民間と我々の中でのいろんな指導ができるような、そしてまたそれにこたえられるような勉強、研修もしておかなければならないと思っております。そういったあらゆる今まで育った素材を生かして、観光地のある程度の定着した、そのような観光地を目指して努力してまいりたいと思っております。

私はこの9月から12月まで、そしてまた冬期間もそうですが、まだ10月2日にも千葉のほうに行ってきます。これは私と美里の町長、そして西会津、霊地観光の皆さんと町長たちが街頭に立って観光PRをするということをやってきたいと思っております。あらゆる面にも我々積極的に出て、柳津町の観光地としての売りに走りたいと思っておりますので、なお一層のまた議員の皆さんの協力とご協議を賜りたいと思っております。

○議長

2番、横田善郎君。

○2番

今、長い目で見た観光地づくり、ハード、ソフト両面から見た中での観光関連、今の町長の答弁のとおり関連する方とよく話し合いをして、目標をこういうふうに持っていくんだというようなことをやはりしっかり定めることが肝要だと思われまますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2番目のほうに移りますが、町では集中豪雨災に対する災害について、今の答弁の中では床上浸水15万円とか、床下浸水が10万円とかということでの対策をしていくんだと。まず私がいろいろ不思議に思いましたのは、災害ですから、当然これは町長が国の法律によって災害対策本部をつくれれば災害本部長になる、一時的には避難勧告とか避難命令とか、そういった権限は長に集中します。そういった中で、それはもちろん迅速に動くということが必要だと思っておりますので、そういった中での動きが何となく今回の場合ちょっと鈍かったような気がするんですが、そこら辺についての反省点があればちょっとお聞かせ願ひたいのと、一つは、まず今、先ほどいろんな町単独の対策をとられるのももちろん大切だと思うんですが、まず法や条例で決まっている、町民税、あるいは県税等も含めての軽減とか所得税の軽減とか、

あるいは水道料金については、被災者の人にお会いしましたら何かすごく、今町長の答弁のとおりもう通知をもらって、やはり町もいろいろ心配していただいているんだなというようなこともお伺いしましたし、また今度の集中豪雨災においては、細八の揚水機場もやられたわけなんです、早急に応急ポンプの設置が必要だったわけですが、町に言ったらすぐにトラックを貸していただけた、本当にこんなにすぐ貸してくれるとは思わなかったと非常に喜んでおりました。そういった早急な迅速な対応が求められているときには、やはり各課等についてもばらばらでなくてそういったところの対策本部が集中的にやるべきだと思うんですが、その点について何となく物足りない面もあります。

その中で一つ、いろんな対策をやっておられるということなんです、この中で当然町は災害救助法の指定を受けて——これは厚生省の指定ですが、これによって動くわけです。これについて全員協議会の中でもお伺いしたわけなんです、何かこれに対応することはなかったのか。私も調べましたら、壊れたのは一応建物の義援金の26万幾らかとか、生活支援等については一家族幾ら、1人多くなるごとに幾らと決まっているみたいですが、これらについても、いろんな基本的な支援金についてはやはり30戸以上の建物が壊れた場合、あるいは半壊は2戸で1戸とみなすとか、床上浸水は3戸で1戸だと、ですから90戸が床上浸水にならなければいいところの支援というのは受けられなかったと、確かそう言ったと思うんですが、そのほかに生活支援金の支給とか、あるいは避難所を設けたわけなんです、避難所とか炊き出しもやったと思うんですが、これらについての災害救助法に基づくような援助は全く該当しなかったんでしょうか。まずそれについてお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

2番目の答弁を申し上げます。

議員もおっしゃるように、初動体制は大変私は効果的であったと思っております。それは私も現場に立っていたんですが、本部を三軒までしたんですが、その浸水状況によって避難指示、避難予告、避難指示という態勢をとってきたわけでありましたが、そしてまたそれらについての柳津町の、一つの観光地でもありますので、できるだけ早目に瓦れき等の、そして町の体制を一日も早く取り戻すということで、それぞれの町民の皆さんのお手伝いをいただきながら早目に瓦れきを撤去、収集してやった経緯があると思っております。そしてまた住

民の皆さんにはなかなかかゆいところに手が届かなかったということも反省はしております。これらについても、このような災害等を教訓にして、やはり被災をされた皆さんに、本当にその思いを直接身に持って手を差し伸べていく、そういった方法をとっていくべきだと思っております。それができるのが、本部を一つにして指令を出すということが一番適切なやり方であると思っております。

これについては、3.11のときもそうですが、即本部を立ち上げました。今回の豪雨災害も即本部を立ち上げ対応していったわけでありますが、避難については、場所と避難指示、避難誘導、それらについては専門的な分野でありますので担当者に答弁をさせますが、災害救助法の中では避難場所、そういったものを設置してそこに避難をしていただくいろんな経費、こういうものはすべて救助法の中に入っているということでありますので、それらは活用をさせていただきました。そして中身については総務課長、また町民課長より答弁をさせますので、よろしくをお願いします。

○議長

補足答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

災害救助法の適用でございますが、今回の災害については災害救助法の適用になっております。それで、住民に対する災害救助法の適用ということでございますが、今回の災害については被災者生活再建支援制度というものが該当になります。その場合に、柳津町は5万人未満の町でございますので、住宅の半壊、全壊が2戸以上ということで規定をなされておりました、これは県のほうにも確認したわけですが、うちのほうは1戸全壊しておりますが、それは現に居住をしていない住家ということもありますが、柳津町のほうはそれを含めても1戸という判断でございます、県のほうに確認をしておりますが、柳津町についてはこの被災者の再建支援制度というものについては該当しないということであります。

そのほか、今の町民税等の減免でございますが、これは今回被災を受けましたので、被災者に対する地方税等の減免措置ということで、これは自治省のほうから各都道府県に平成12年に通達が来ておりました、その通達により今回も対応するというものでありまして、町民税等については、今回床上等の被災がありました部分については雑損控除という形で来年の町県民税等の申告の際にその部分の雑損控除で軽減をするということでございまして、あと固定資産税につきましては被害額の2分の1とか3分の1、そういった基準がございまして、

それに基づいて固定資産の減免措置をする、あとそれに倣いまして、そのほか国民健康保険、後期高齢者の保険料、介護保険料、そういうようなことで、今回減免措置等の中身を基準のガイドラインに基づいて今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長

2番、横田善郎君。

○2番

被災者の方は、何戸だから当てはまる、何戸だから当てはまらない、28戸の床上浸水があったことは間違いないわけで、この人たちは受けたわけで、多ければ確かに国の基準では該当はするかもしれませんが、そういったところを、あるいはその基金の問題でもそうなんです、町の条例にも載っておりますが、災害救助法によって当面の資金の融資の制度もあるわけですが、調べましたら10年間で償還する、基準は250万か150万とか、程度によって借りられる金が、3年間は無利子で据え置き期間は。あとの7年間では3%だと。今どき確かに3%なんていう資金で借りる人は余りいないと思いますので、そういったところについても、本当に資金が必要なのだったら町で単独で利子のかさ上げとか、1%になるまで町で単費で援助しますよというところとか検討されたり、あるいはそういったところでいろいろな基準によって該当しないから、だから町ではこういった住まいづくりとか被害者の対策、こういったことをやるんだと、そういった説明を被災者の方に丁寧に聞き取り調査と説明をすべきだったのではないかと。これは後から言えることではあるんですが、そういったことも今後の反省にしてほしいと思うんです。それらについては答弁はいいです。

時間もなくなりますので、次に、安久津の、再三にわたって全員協議会の中でも安久津のゲート、県がつくって県の施設で町が管理を委託されている排水ゲートなんです、あれについて毎回大雨が降るごとに問題になっております。過去にもあれによっていろいろ、あのゲートのおかげで浸水したところもありますし、ですから、防災会議等をはっきり開いて、その中で建設事務所のほうに、県のほうに、安久津地区に水が回らないようにして龍蔵庵川に直接流れるようにとか、あるいは少なくともあそこに排水ゲートとか、排水ゲートが無理ならば排水ポンプ、発電機ぐらい町に設置してあるくように、そういうことを要求すべきだと思うんですが、この災害の、増水して被災した原因をもう少し、救えるところは救うような方法を検討すべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

ご説もつともだと思っております。この排水関係でありますけれども、河川関係ですべて県の所管になっているわけでありまして。その開閉については県から町が委託をしているわけですが、今議員がおっしゃったように、この10年で2回の大雨を経験してしまった。その教訓は生かしていかなければならないと思っております。そしてまた、当日もですが、増水した中でポンプによって只見川に放水をした経緯がございます。これらについても減災にできるだけ抑えられるような方法もこれからすべて伴って考えていかなければならないと思っております。

起きてしまったことは仕方ないでは済まされません。やはりこの教訓を生かしていかに災害を未然に防ぐことと備えと、そして起きたならばできるだけ少なく抑える減災の手法を持続化していかないと私はだめだと思っておりますので、今言われた、確かに地方とすれば今すぐできるような体制もありますので、これらについては県と十二分に協議をして、そしてまたこの排水溝でありますけれども、252の排水すべてがあそこを通ります。かなり厳しい行政の体制になっております。これらについても、今後とも県とよく協議をして、現在のままでいいのか、それともこれからどうしたらそれを改修できるのか、その辺まで検証をしていただいで対策を練ってまいりたいと思っております。

○議長

2番、横田善郎君。

○2番

県のほうにも、私は防災会議を開いて、防災会議のメンバーについては当然建設事務所の所長なり農林事務所の所長なり、消防署長、警察署長からみんな入っているわけですから、そういった中で原因をよくまとめて、その会議の中で要望するところはしっかり要望していただきたい。その中で、只見川地区とか銀山川とか、なかなかお金がかかることだからあれかもしれないけれども、そういったところのしゅんせつもみっちり、その原因の一つとしてそういう土砂の堆積による片門ダムの貯水能力が落ちたのではないかというような思いもしますので、そこら辺についても県のほうは専門家でしょうから、しっかりとそういったところについても、貯水能力を高めてもらうような方法もやはり検討を要望すべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、先ほども申しましたが、災害時に町長の権限が集中するという事は、市町村に、末端の自治体に負担が相当かかることだと思うんです。職員も減ってきている中で、大きなまちのやってくれるような建設業者も営業を停止したり、かなり町の高齢化がなったりして、町の対応についての力が衰えているのではないかと。その中で町役場職員等についても町外に住まれている方も結構若い人が多い。これらについてはどこに住もうとどうしようもないと思うんですが、ただ、こういう災害時には即町の対策本部を立ち上げてその部員となってこれらの対策をしてもらわなければならないわけですから、いろいろ話してみますと、町に住むところがあればやはり町に住みたいんだと、うちがあるんだから親と一緒に住めとそんな理想論ばかり言ってもそれはあれだと思いますので、多少町でも町に住んでもらうようなことも個別に話し合ってみたらどうかと思いますので、そういう職員の宿舎をつくるみたいなイメージになってくると、何だ、恵まれているのにまたかというようなことになってきますが、そうではなくて、やはり緊急災害時の職員の緊急時の集合というのは非常に重要になってくると思いますので、初動活動、先ほど町長言われましたが、そういったことについての対策も十分必要ではないかと思っておりますので、そこら辺についても検討いただきたい。

これを最後に質問を終わりたいと思うんですが、行政のコンプライアンスという言葉があります。コンプライアンス、直接訳すると法の厳守。これは何も職員とか行政が悪いことをするなということではなくて、法に基づく活動をすべきだと、仕事をすべきだと、そのような戒めだと思うんです。当然先ほどの災害救助法とか、あるいはいろいろな各種軽減措置、減免措置があるわけですが、そういった中でのコンプライアンスを立ち上げるべきだと私は思うんです。これは個人でなくて組織として、町として、こういったものを、具体的には、例えばこの事業はこういった事業で動いているんだと、災害になればこういった対策で災害救助法で、災害防災計画の中ではちゃんとそれをうたってあると思うんですが、より具体的に法的な裏づけで勝手に法に基づく動きをするように、一時的には、そうでないと、なかなかみんなが集まってきたてもどのような行動をしていいかわからないという面もまま見受けられたような気がしますので、まずコンプライアンスの法の厳守を制度的に守っていくんだと、これによって動くんだと、その意識改革を職員に教えていく必要があると思うんですが、これについてはまずどうでしょうか。

その後で、先ほど聞くのを忘れましたが、災害の負担軽減についてお伺いしたいと思います。

まずこれについてお伺いしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

2番議員のおっしゃるとおり、コンプライアンスには遵守してやっていく、これは当然のことであると思っております。3.11もそうですが、今回の新潟、福島の高雨の際も本当に職員は頑張ってくれました。それぞれ飛んできて、そしてまたみずからも一生懸命に汗を流して手伝って、そしてまたそれぞれの地区を回ってやるにも、一生懸命さは町民の皆さんにも伝わったと思っております。

そういった中で、やはり何があってもそのような動きが速やかにできるような体制づくりというのは、役場の職員というのは集合体とすれば柳津町では一番頼りになる集合体であると思っております。そのためにも、安全安心の町づくりのためには職員の意識改革というのは一番大事であろう、そしてまたみずからもそういった思いで職員としての資質を高めていくように、私も指導方、そしてみずからもそういう思いで動きたいと思っております。

○議長

2番、横田善郎君。

○2番

最後に、負担軽減なんですけど、いろいろな公的な軽減措置については今もやっているし、今後も法に基づいて軽減を図っていく、これは町でできることについては当然条例や規則に基づいた軽減を図っていくんだということの答弁でございましたので、これは被災者の立場に立ってやっていただきたいと思うんですが、さらに、農地や農業施設も相当な被害を受けました。単独については先ほどの条例等については35%の負担なんですけど、これを30%まで軽減すると。災害査定を受けた溝渠の災害については、その負担についてはこれから検討していくということですが、やはり対策本部の中で、もともと柳津町は負担が高いんです。その中で、実は町長の権限によって軽減できるという1項目の中で、かなり補助率増高によってから負担軽減を90%割ったことはなくて、施設で5%以上になったことは多分ないと思います。農地については10%、80%以上になっていて、いわゆる2分の1をとるということになっておりますので、2分の1までとったことはなかったですが、今回は何か条例が改正になりまして、いつだったかわかりませんが、農地については事業費の12%をとるんだと、施設については6%とるんだと、多分今回は激甚災害になってそれほどの受益者負担

は出るようなことはないと思うんですが、やはり隣接町村においては事業費の補助残の10%というのが通例なんです。大体がこれをやっております。名前出したらあれなんです、昭和村に至っては負担をとっておりません。なおかつ補助残の10%をさらに今その軽減を図る、ただにしようと、かなり隣接町村等においては今、名前を言いますと、坂下、三島や金山等については、これを議会等で話し合っております。今こういった昨年来の農地等についても再三申し上げておるんですが、そういった昨年の米の品質低下、あるいは豪雪や今回の放射能、そして集中豪雨災の品質低下等、いろいろな中での経済の価格の低下によって農家もかなり負担を強いられておりますし、財政的にも弱っております。そういった中で、農地等災害の負担軽減を図っても、これはご存じだと思うんですが、補助金の残額は、これは起債借りられるわけです。起債の現年度、あるいは95%等災害復旧債交付税で戻ってくるわけなんです。何もその軽減を図ったって、町が直接そんなに負担が高くなるわけではないわけですから、町長は先ほどの答弁では検討していくというような答弁であったわけなんです、ぜひ隣接町村等の対応も聞きながら軽減を図っていききたいと思うんですが、どうでしょうか。

これは最後にします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

議員は常日ごろからそれぞれ受益者の負担率の問題では本当に軽減の余地があるということをおっしゃっておりますが、今回の大震災から本当に予期しない豪雨が発生したわけでありますので、特に農業者の皆さんの場合には、そしてまた被災された皆さん、商工会、いろんなところがあるわけですが、なかなか金融機関の中で借り入れたものは幾ら安くとも借り入れは借り入れになってしまいます。そういった中で、町の対応としてできる増高の部分については十二分に考慮をしていきたいと思っております。

そしてまたそれぞれの自治体のやり方はあると思いますが、それらにも合わせながら、そして我が町としても、これだけの財政の中で安定化できるような体制づくりをしてきたというのは、その自治体の方向性がきちんとしているということでもありますので、この辺も柳津町流にきちんとした形がありますので、それらの中で増高した分に対しての考慮、これらを含めて考えていきたいと思っております。

○議長

2番、横田善郎君。

○2番

補助率増高によってもなおかつ地元負担、多少かけるのは、管理責任等を問うのは、それはあるべき姿だと思うんですが、やはりこういった一連の災害の中では極力受益者の負担の軽減を図ってやるべきだと、災害ですから。これが今、先ほど申しましたが、施設においては6%。これは例えば水路工事とか県の工事とか、それは5%負担なんです。町でとる県営事業と町の負担でもそうなんです、5%まで地元の負担。災害のほうが一般の事業より高いということが、こういったことは非常に私はおかしいと思うんです。それについては十分検討していただきたいと思うわけなんです。よろしくお願いします。

○議長

補足答弁。

総務課長。

○総務課長

今の6%、12%は、条例上上限ということになっておりますので、それが最高限度でございますので、それは町長の判断で幾らにするということではできませんので、それはうちのほうで十分検討してまいりたいと思います。（「終わります」の声あり）

○議長

これをもって横田善郎君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議をいたします。

再開を11時15分といたします。（午前10時58分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午前11時15分）

◇

◇

◇

○議長

次に、小林 功君の登壇を許します。

7番、小林 功君。

○7番（登壇）

さきに通告のとおり、4点について質問をいたします。

1 番、放射性物質への対応について。

柳津町における放射線の空間線量は、比較的低い測定値で推移しているようであります。しかし、保育所や学校などの教育施設や、不特定多数の人が集まる公共施設などでは特別な対応が必要であると考えますが、現在どのように対応されているのか。また、各地で問題となっている下水道汚泥の処理であるが、現在、柳津町から発生している下水道汚泥の現状はどうなっているのか。

2 番、新潟・福島豪雨による被害状況と対応について。

新潟・福島豪雨では、只見川のはんらんにより多くの住宅が浸水しました。また、土砂崩れなどで農地や道路にも大きな被害が生じました。この豪雨災害は激甚災害の指定を受けることが決定しましたが、現在、町が把握している被害状況、そして今後の復旧の見通しをお伺いいたします。

3 番、高齢者福祉施設の整備について。

さきの6月定例会の一般質問でもお伺いしましたが、町の高齢者福祉計画と介護保険事業計画に当たり、特別養護老人ホーム等の入所施設整備を強く要望したところであります。その際、町長より、次期計画での運用開始を目指し、特別養護老人ホーム等を新設で整備したく検討中であると、非常に前向きな答弁をちょうだいいたしました。計画の策定期限も迫る中、現在の進捗状況をお伺いいたします。

4 番、西山中学校体育館の耐震性について。

3月11日の東日本大震災のとき、西山中学校の体育館では部活動が行われておりました。しかし、先生の的確な指示により、校庭に避難をして無事だったということであります。西山中学校の体育館は耐震の安全基準を満たしていません。安心して学校生活を送れる状況にはないと言わざるを得ません。今後の耐震補強工事や建てかえ等の計画についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、7番、小林議員にお答えをいたします。

まず、1点目であります。放射能物質への対応についてであります。

各行政区の放射線空間線量測定を毎月1回、6月から実施をしているところであります。その結果については、町広報紙等で公表をしているところであります。直近の測定値は、柳津町役場前の駐車場で0.13マイクロシーベルトであり、県内の他市町村と同様で、測定開始時期から比べると少しずつ減少傾向にあります。またこの値は、1年間に換算すると1ミリシーベルト未満であり、国で定めた対策を要するとした基準以下であります。しかし、排水溝や集水升の一部に数値の高い箇所が確認されており、保育所や学校などにおいては、泥や木の葉などの除去を行ったところであります。また、草地や側溝などの箇所は値が高く出るところもありますので、これらについては今後必要な情報提供等を行うなど適切な対応に努め、今後も放射線の空間線量測定を定期的に継続して行い、危険がないか監視を続けてまいりたいと思っております。

次に、下水道の汚泥の現状であります。国においては6月16日に8,000ベクレル以下であれば最終処分場で処分してもより基準が示されたわけではありますが、しかし現状は、柳津町内の汚泥を含め一切の汚泥の処理が依然としてストップしているところであり、これについては国、県で適切で明確な処理方針が策定されることが必要と考えておりますので、町としては関係機関に働きかけ、これからそういう方法をとってまいりたいと思っております。

2番目の、新潟・福島豪雨による災害状況と対応についてであります。

さきの全員協議会でも説明いたしました。公共土木施設災害ですが、河川5カ所で2,250万円、道路27カ所で1億1,760万円、公共下水道1カ所で650万円、合計33カ所で1億4,660万円であります。そして林道災害であります。林道26カ所で8,400万となっております。そして農地農業用施設災害ですが、農地40カ所で6,000万円、農業用施設66カ所で2億4,200万円、合計で106カ所3億200万円となっております。

復旧計画でございますが、9月26日から29日まで農地災害の査定が行われ、10月3日から7日まで、そしてまた10月17日から21日、10月24日から28日まで、公共土木施設災害査定が行われ、11月28日から林道災害査定が行われる予定であります。

なお、査定終了後、緊急性の高いものより実施単価に組みかえ、順次発注する計画であります。

なお、崩落が起きていました土砂により通行どめとなっている3路線については、9月8日で契約済みとなっているところであります。

3番目の、高齢者福祉施設の整備についてであります。

現在、町では平成24年度から平成26年度までの第6次柳津町高齢者福祉計画、第5次柳津町介護保険事業計画策定に向けて、担当課において作業を進めているところであります。計画策定に係る各種福祉サービス及び介護サービスの過去の実績をもとに、国に提出する平成26年度までのサービス料及び保険料に関する推計ワークシートの集計作業を行っているところであります。

施設整備の進捗状況であります。特別養護老人ホームの規模について現在検討中であり、国に提出する保険料見込みの提出期限が12月になると予測され、近隣町村との協議も必要となりますので、それまでには施設の規模、それらについては決定しなければならないと考えをしておるところであります。

運用開始時期につきましては、平成26年度中に開始を目指して整備をしまいたい、そのような考えを持ち合わせるところであります。

以上であります。

○議長

次に、教育長に答弁を求めます。

教育長。

○教育長

7番、小林議員の質問にお答え申し上げます。

西山中学校体育館の耐震性についてでありますけれども、柳津町の学校施設の耐震工事につきましては、平成20年度より3年計画で実施し、柳津小学校と西山小学校の体育館、それから柳津中学校校舎及び体育館の工事が平成23年3月、ことしの3月までに完了いたしました。西山中学校の体育館については、学校統合等のかかわりにより当初の計画から除かれ現在に至っております。当面、西山中学校の体育館使用については、緊急時における体育の授業、それから部活動、卒業式、入学式、文化祭等の学校行事など、さまざまな場面を想定した避難経路、避難方法等のマニュアルを早急に作成するとともに、教職員の安全管理についての共通意識を徹底させること、それから生徒への避難方法等の指導を徹底し、生徒の安全確保を図るよう学校に指示したところであります。

今後、西山小・中学校の意向を聞きながら、中学生の西山小学校体育館使用についても検討するとともに、耐震工事については、中学校統合、あるいはその他の教育条件を勘案しながら判断をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長

これより、再質問を許します。

7番、小林 功君。

○7番

それでは、1番目の放射性物資に対する対応についてお伺いをいたします。

ただいまの答弁の中で、保育所や学校で泥や木の葉などの除去を行ったところであるといふところがありましたけれども、除染したものの仮置き場については今社会問題化しております。柳津町ではどこにどのように今現在保管されているのかお聞かせください。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

7番議員にお答えをいたします。

それらについては日ごろから、特に7番議員についてはこの放射能関係で多大に勉強なされたり調査をしていただいておりますことに、本当に御礼を申し上げたいと思っております。そしてまた今それぞれの場所でありますけれども、それぞれが調査をしたり、その汚泥についての保管はしておりますので、担当によって報告させますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長

補足答弁を求めます。

教育長。

○教育長

学校においては、部分的なものではありましたが、排水路、特に排水路の集水升などのところに高い線量を示すそういう汚泥、側溝の土砂がありました。これにつきましては、いち早く、そういうものがあるということを認識する前にPTAの共同作業とか何かで集めたものが非常に高い線量を示したものであります。それらについては、福島あるいは郡山で行っているのと同じように、敷地内に深く埋めて土砂をかぶせるという方法で処理しております。西山中学校においても同じようなところがございましたが、敷地内のところに埋設をして、それに覆土をしてそこに処分したということでございます。

以上です。

○議長

続いて、保育所長、答弁を求めます。

保育所長。

○保育所長

保育所の分ではありますが、健康に害を及ぼすような値にはなっておりませんが、子供たちが遊ぶということで、子供たちの遊ばない場所に埋設をして土をかぶせたということであり  
ます。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

これについては、より安全な形で十分注意を払って保管をお願いしたいと思います。

福島地方裁判所の会津若松支部の敷地内にある側溝で採取された汚泥、これは1キログラム当たり18万6,000ベクレルという放射性セシウムが検出をされました。国では10万ベクレルと超えた汚泥はコンクリートで遮蔽をして保管をするようにという指針を出しております。このような高いレベルの放射性物質が我々の非常に身近なところから見つかったわけであり  
ます。若松市の放射線の空間線量は柳津町とほとんど変わりがない測定値であります。当然、我が町は大丈夫なのかということになりますけれども、こういったホットスポット、先ほど話にありましたが側溝であるとか雨水升、雨どい、こういったところに対する町の特別な対応というものについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長

町長。

○町長

7番議員にお答えをいたします。

この答弁書にも書いておきましたが、柳津町ではそれぞれの行政区においても線量を測定してあります。そしてまた皆さんも心配であろうということで公表しながら、それぞれの地域の線量を広報紙によって公表しているわけでありましたが、そして今まさに小林議員がおっしゃったように、いつどこにどういう悪魔が潜んでいるかわかりません。今回の3.11のあの状態でありますので、特に我が町はそのときに残雪がございました。そしてまたその後に雪も降りました。どうしても放射線というのは雪に付着しやすいというような情報がありましたので、それらについて集水升、側溝等にはそれらの線量が高いというゆえんではないのかなと思っております。

そしてまた最近の線量については、県でもそうですが、それぞれの報告の中にはほとんど空気中では心配ないだろうというような見解が出されておるわけでありまして。それについても、今小林議員が心配されるように、柳津町の町民が安心安全できるような体制として、それらの線量について不審な点があったらそれらを何とか、ホットスポットではありませんけれどもはかりながら対応していきたい。そして今かなり高度な機械を入れるようにいたしました。入札が終わりましたので、これらについてはかなり細かいところまで、そしてまた食物まで計測できる大変な放射線の計量器でありますので、それらを活用しながら、今議員がおただしでありましたような部分についても細心を図っていきたいと思っております。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

放射能による健康被害を受けやすいのは子供と妊婦であるということには異論がありません。しかし、低レベルの放射能を長期間浴びた場合にどのような健康被害が出てくるのかというデータがないわけでありまして。よって、有名な学者や医者、あるいは厚生労働省の役人の間でも非常に言っていることがばらばらであります。何を信じていいのかさっぱりわからないというような状態であります。だとすれば、この際楽観的な見解というのは捨てて、とにかく今できる防衛策はすべてやっていくというような町の姿勢が必要であると私は考えますけれども、町長、どのようにお考えですか。

○議長

町長。

○町長

7番の議員のおっしゃるとおりであると思っております。そういったことによって住民が安心し、またその計測によって数字がわかってくるということでありまして、それらについては、先ほど申し上げましたとおり、私どもも細心を払ってそのような方向性を出していきたい。

それによってですが、今柳津町に線量計というものが、簡易なものやそういった高価なものがあるわけですが、今話題になっているいろんなものがあるわけでありまして、その計測に間違いのないような方向をしていきたい。そしてまた子供には計量できるような、今それぞれに希望者を募っております。できれば皆さんにつけていただいて、子供たちもそれらを持ちながら歩けるような体制をしていきたいと思っております。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

政府は、小中学校あるいは幼稚園での屋外活動制限放射線量ということで、外で遊んでも差し支えありませんよという線量を毎時3.8マイクロシーベルトとしておりました。しかしながら、最近ですが、その基準をもっと厳しくしないとだめだということで、毎時1マイクロシーベルトを目安とするとしたわけであります。これはもう5カ月以上たつてのことです。こうなると、国の基準というのも余り信用できないのではないかというふうになってまいります。町長と教育長にお伺いをしたいと思いますが、子供や妊婦が生活するエリアというものを最優先に、先ほど町長おっしゃいましたモニタリング、そして除染、とにかくこの二つを徹底的にやっていくということが必要かと思えます。

国の基準にとらわれることなく、町独自に放射線量のゼロを目指して除染を進めていくというような方向で考えていただきたいと思いますが、どのようにお考えですか。

○議長

町長。

○町長

小林議員にお答えをいたします。

まず、除染であります。まずモニタリングを行って、基準値以下、柳津では0.13ということになります。そしてまた会津地方では、保育所、学校等々のいろんな校庭とか、そういうところにはまだ手に入っておりません。柳津町でも学校の除染などができる高圧機が入っておりますが、それらを常に活用してまいりたいと思っております。

そしてまた議員がおっしゃったように、すべて除染にしてゼロを目指す、これは理想であると思えます。そしてまた柳津に住む子供たち、そしてまた若い人たちが喜んで、柳津町は特別でこのような方法でやっていくから住みやすいと言われるような方法はぜひとっていくのが筋だと思っております。

その中で、ただご理解をいただきたいのは、線量が最も低いというところにまたゼロを目指していろんな形で行動を起こした場合に、柳津町にはそれだけの除染しなくてはならない部分があるのかというマスコミのいろんなものに左右されないような方法もとっていきたい。それは、やはり最も怖いのは風評被害であります。それらをかんがみながら、十二分に配慮をしながら除染という形をとっていきたいと思っております。

○議長

教育長。

○教育長

小林議員のおっしゃるとおり、大変私どもも心配しておりました子供たちへの影響でありますけれども、3.11から、始まってからやはり学校についてはとにかく厳しく考えていかななくてはならないという姿勢を持っています。線量計等も文部省から借りたりということで、絶えず学校の校庭等も学校独自ではかっておりました。その線量の中で、今言われたように年間1ミリシーベルト、1時間にして1マイクロシーベルト以下であれば大丈夫であるということで一応現在認識し、その考えであります。

しかし、大変心配でありますので、例えばプールを使うならばプールの水はどうかということでもはかってまいりまして、安全が出てから使用させるとか、それからもちろん校庭の中でどうかということ、校庭での子供たちの活動をどうしようかということも、十分にはかってから活動制限をしなくても大丈夫ということで現在やってきております。

今後ともさらに除染については考えていきたいと思いますが、先ほど町長から話がありましたように、校舎の除染についても、高圧洗浄機で屋上とかベランダとかについては既に実施をしております。余り効果はあらわれていない、もともと低いものですから、そこでやってもなかなか効果が出てこないところはありますけれども、しかし一応やはり心配でありますので、そういう校舎等の除染も行っております。

現在の認識としましては、柳津町の学校においては子供たちの行動、活動を制限するほどの高い線量ではありませんので、心配なく普通どおりに活動させたいと思っておりますが、さらに今後とも進めていきたいと思っております。

子供へのバッチの件でありますけれども、実はバッチをつけさせることによって子供たちへのストレスという問題もありますので、これにつきましては、中通り等はほとんど全員につけさせるような方向でいっていますけれども、会津のほうではほとんど希望でありますし、私どものほうでもすべての子供につけなさいということはやらないで、希望によってやっていきたいと思っております。

なお、それにかわるものとして先生がつけております。先生のもは実際にはかれるものでありますけれども、つけて、そして今2カ月に一遍ずつつけた線量の結果を県のほうに報告しております。先生と子供では違うのではないかと思うんですけれども、なるべく子供たちの活動と同じような活動ができるようにしている先生ということで、体育の先生とか特に

中心でありますけれども、やっております。ただ、子供たちは生活、うちに帰ってからのこともありますので、その辺のところはちょっと教師とは違うところがありますけれども、そんなふうなことを今までやってまいりました。今後とも子供たちに希望によってつけさせて、そしてはかっていって、できるだけ安全を確保できるように考えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

それでは、保育所の給食、そして学校給食についてお伺いをしたいと思います。

今まで、地元の食材をなるべく使って地産地消を進めていこうと取り組んできたところがありますけれども、お母さんの中には、より安全な食材を選んで使ってほしいという声も聞かれます。現在、食品に含まれる放射性セシウムに関する暫定規制値というのはありますけれども、飲み物では200ベクレル、食べ物では500ベクレルまで口にしても大丈夫ですよという暫定的な基準値はありますけれども、こと給食においては、町はこれをどのように考えているのかお聞かせください。

○議長

保育所長。

○保育所長

子供たちの給食については本当に安全を重視して、3.11以降は給食の調理員とも相談したり、あと業者のほうとも相談しながら、できるだけ低い、危なくない安全な食材をとということで協議してきています。現在も食材については安全な、特に野菜、それから牛乳等についても安全な値の確認をしながら提供をしているところであります。

○議長

教育課長。

○教育課長

それでは、学校給食センター関係について、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。学校給食センターおきましても、今保育所長が申し上げましたように、非常に注目している数値であります。現在まで、今議員がおっしゃられた500ベクレル以下、あるいは飲み物200ベクレル以下ということだけではなく、ノーデータというところでもやっております。

すけれども、今現在、県の災害対策本部あるいは国の中においても、市場に出回る食品についてはすべて検査をしているということでございますので、これらの動向を注視しながら食品を導入したいと考えております。

主に学校給食センターでは、福島県の組織の外部ではありますが、学校給食会というところから食材を仕入れておりますので、これらの組織についてはしっかりした組織でございますので、その中でも独自に検査もしていますし、非常にこの放射性物質、放射線については注目しているところでございますので、そこからの仕入れは安全だと思っております。

あわせて、なるべく地元の食材を使いたいということで地元の食材を入れるように心がけてはおりますけれども、まずそれについては農業改良普及所あるいはJAで今既に8号ぐらいいまで情報が出ておりますけれども、それらの情報を十分つかみました上で、多少危ないというふうになったらそういうものは使っていないということにしていきたいということでございます。

過日、こういうこともございました。牛肉を使うというメニューがあったんですが、そのころからちょうどどうも牛肉危ないぞということで、まだ出荷規制がなされていないころでありますが、当初国産の牛肉を使う予定だったものも逆に外国産のほうに切りかえて使用したということがございまして、非常に放射線については注目をして、注意をして扱っているところでございます。

今後もしそういうようなことで、十分情報を得ながら注意して食材の提供に努めてまいりたいと思います。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

それでは、質問を下水道汚泥に移していきたいと思っておりますけれども、今現在、柳津町の下水道汚泥というのは仮置きをしている状態であると思っております。保管に当たり、放射線が漏れたり、あるいは衛生上問題が起きるというようなことはないのかどうかお伺いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまの質問でございますが、脱水汚泥と乾燥汚泥、あと貯留槽にも入っている部分もありますが、乾燥汚泥につきましては袋に入れて、そしてなおかつブルーシートで梱包しま

して、処理場の仮置き場に施錠して保管しているのが現状でございます。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

町から出た汚泥に当たっては、他の地域から排出される汚泥とは区別をして、適正に最終処分場で処分したらどうか、そのほうが安全であり風評被害の心配も少ない、そういう考えもあるようであります。町は、この汚泥を町内の最終処分場で処分することについてはどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長

町長。

○町長

小林議員のおっしゃるとおり、汚泥がどんどん出ますと、それだけ柳津町に汚染地域が広がるわけであります。安全を確認しながらやっていく中においても、なかなかそういうものに目が届かない場合もあると思います。この前の全員協議会でも皆さんとお話ししたように、私とすれば、やはり地元のこういう危険なものに対しては皆さんとよく話し合いをし、また除染をして確実に安全な数値を確保しながら最終処分にしていくのが私は最もふさわしいやり方であろうと思っております。そしてまた、隣の西会津町も柳津町と同じように最終処分場の協定をしている町村であります。その皆さんも大変困っているわけであります。それらについては、やはり町民、地元の皆さんの合意形成がはかれなければならないことでもありますので、私とすれば、今議員がおっしゃったような手法も一つ考えていく手段ではなかろうかと思っております。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

町長、問題は、比較的線量が高い、放射能濃度が高い、いわゆる中通りから出た汚泥のことです。3月12日、震災翌日から5月1日までの間に、県北浄化センターから606.91トン、県中浄化センターから218トン、さらに福島市の下水道管理センターから417トン、合計1,242トンの放射能汚泥が中通りから搬入されていたことが確認されております。しかしこの情報は、浄化センターを管理する福島県から報告を受けたものではなくて、テレビや新聞報道によって町が知ったわけであります。これは間違いのないと思うんですが、そして地区

民への説明会もやっておりますし、町長、副議長が県に出向いてその報告を受けたということもありました。しかしその中でもこういった話が出てこない。これはやはり県に対する信頼関係を失いかねない行為であると、悪意さえ私は感じております。

さらに、4月30日に県中浄化センターの汚泥の放射能値が非常に高いということが明らかになりました。これはいわゆる溶融スラグというものでありまして、これは放射性セシウムが33万4,000ベクレルと発表されたわけでありまして、それにもかかわらず、翌日の5月1日に県北浄化センターから汚泥が大型ダンプ2台で約18トン搬入されております。しかもこの日は、処分場において、町の町民課長、そして地区区長、福島理化学研究所長との簡易調査を実施していた日でもあります。こういった日に搬入されたわけです。

我々県民は福島県に生活を守っていただけたらと思っております。このような福島県の情報公開の姿勢は、柳津町民に対して背信的とも言える行為ではないのかと思います。これに対しては強く抗議をして、そして対応すべきであると考えますけれども、町長の考えを聞かせてください。

○議長

町長。

○町長

今小林議員が説明したとおりであります。その中で私と、副議長もそうですが、議長もその後行って抗議をしたところでもあります。これらについても、やはり処分場に入るその前段として所在地である町に何らかの情報があつてしかるべきだと思っております。その抗議に対しては、なお担当課長から説明申し上げますが、部長名によって柳津町のほうに謝罪文、そのような文書が来ておりますので、それらについても強く今後ともそのようなことのないように県のほうに申し上げていきたい。

なお、知事もそうですが、こういった中で、みずからの地区には瓦れき、汚泥は一切置いてもらいたくないという意向を出しているわけですから、それを大小にかかわらず柳津町でも同じでありますので、それらの意中はやはり配慮をもってもらいたいと思っております。

○議長

補足して答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

ただいま町長からお話あつたとおりであります。今回の町としての対応といたしまして

は、7月13日に県のほうに汚泥受け入れ拒否というような要望書をお渡しをしております。その後県のほうから出ている内容については、今小林議員からお話あったように、報道機関等を通して小出しに県のほうの内容も出ているのが現在であります。その中で、最終的に町といたしまして全体像をつかんだのが8月10日ということで、大変町としての対応も遅かったということで大変反省をしております。

今小林議員のほうから出ているように、それらの内容の中で、やはり町といたしましても、8月11日、町長と議長と西会津の町長ももう一度県のほうに行きまして抗議をしたところがあります。それらの経緯等については文書をもって回答してくださいという話を出したところでもあります。

ところが、8月17日に文書が届いたわけではありますが、内容等に不備があると、町としては承諾できないということで、西会津の町ともお話をした結果、またそれを戻しまして、9月7日に再度町の意向、県としての汚泥の埋め立て処分についての報告ということでの内容を提出して今に至っているところでもあります。

以上です。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

今言った経緯で汚泥が搬入されてしまったということでもありますけれども、一番心配されるのは、その中での溶融スラグという6.8トンのものであります。これは33万4,000ベクレルあるものでありまして、搬入されてしまったからしょうがない、推移を見守るしかないという対応で町は終わるのか、その辺を私は町の考えというものをお聞きしたいと思います。

ちなみに、国は10万ベクレルを超えればコンクリートで遮蔽をして保管をなささいという指針を出しているところでもありますので、町はどのような対応をとるのかお聞かせください。

○議長

町長。

○町長

7番議員にお答えをいたします。

今現在のところは、計測をしながらその推移を見守っているところではありますが、それ以上の高い濃度が出ていないということでもあります。国の方針の中にもあるように、それらについては、やはり町としてもそういうものであれば何らかの対策はしなくてはならないと思

っております。

前段としまして、今入っている中で常に計測をし、そしてまた抜き打ちをしながらその推移を見守って、拡散のないように鋭意努力をして、それらについては町民の皆さんにわかりやすく、また透明性のあるような方法で示してまいりたいと思っています。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議をいたします。

再開を午後1時といたします。(午前11時59分)

○議長

それでは、議事を再開いたします。(午後1時00分)

◇

◇

◇

○議長

引き続き、小林 功君の再質問を許します。

7番、小林 功君。

○7番

それでは、引き続き汚泥についての質問をいたします。

この件に関しては、新聞、テレビで報道され、町民が非常に高い関心を持っておられます。またこういったことが風評被害の拡大にもつながりかねないと思います。ですから、町民説明会は処分場に近接する地区住民だけを対象とするのではなくて、町民全体を対象に早い時期に実施すべきと考えますけれども、町の考えをお伺いします。

○議長

町長。

○町長

先日の地区の皆さんの説明会がありました。そのときにも議員各位には参加をいただきまして本当にありがとうございました。あのような形で、それぞれ隣接している皆さんも心配があるわけであります。それらのデータ、そしてまた今日までのいろんな調べた中での調査結果については町民の皆さんに知らせることが肝心であろうと思っております。まず最初の段階とすれば、今までの数値についても、調査について、文書によって周知をしたいと思っております。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

適切な対応をお願いいたします。

それでは、2番目の新潟・福島豪雨による被害状況と対応についての質問に移ります。

新潟・福島豪雨では、地域の方々や消防団員、赤十字の皆さん、役場職員など、本当に皆さんが力を合わせて対応に当たられました。本当にご苦労さまでした。豪雨から1カ月半が過ぎ、豪雨災害の検証を行い、今後の防災に教訓として生かしていかなければならないと考えます。まず、只見川がはんらんしたことにより住宅や店舗に浸水したことが被害を大きくしました。寺家町、諏訪町、門前町、そして下田の浸水ともに排水溝からの逆流が大きな要因になっております。町は、これらの排水溝の逆流を防ぐためにどのような管理を行っているのか。また、今後の教訓とすべき反省点はあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長

町長。

○町長

小林議員にお答えをいたします。

ただいまの件につきましては、担当の課がございますので、そちらのほうから答弁をさせていただきます。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまの只見川の逆流の件でございますが、排水樋門がまだ下平に役場とか道の駅とかがない時代につくられたものであります。したがって、今の田んぼの高さで計画しましたのでそのような結果となりました。なお、只見川の増水につきましては、これからも維持管理は徹底していきたいと思っております。

また、今回のような豪雨があつて冠水するようでしたら、銀山川筋にもかなりそういう暗渠がありますので、そういうところも逆流していますので、今後は、先ほど町長も答弁しましたが、排水ポンプとか何かでないと対応はできないと思っております。なおその辺は検討、協議していきたいと思っております。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

排水溝にはやはり逆流を防ぐ弁というものの設置が有効ではないのかなど、素人考えではあるんですけども考えております。手動弁であるとか水門というものをつくって、開閉にはしっかりとしたマニュアルをつくって日ごろからの訓練をするというようなことも必要かなど考えますけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

今後の只見川の増水につきましては、年に1度か2度そういう操作訓練、そういうものも建設班のほうでやっていきたいと思っております。

しかし、今現在のあの水門の排水溝は堤防手前から3メートル下がっておりますので、やはり幾ら閉めても、今度逆に道路側溝とか下田の田んぼの排水とかがどうしてもたまりますので、やはりその解決方法としてはポンプで只見川に排水ということしか今のところないのではないかと考えております。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

ぜひ適切に検証の上対応していただきたいと思っております。

次に、先ほど町長の答弁にもありました。阪神・淡路大震災の後から多くの自治体が減災ということに取り組んでおります。これは「災いを減らす」と書くわけでありましてけれども、あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするものであります。実際に被害を受けるのは町民自身でありますから、町と町民が協働して行く、取り組んでいかなければいけないということでもあります。この豪雨災害で被害を受けた町民の皆さんの声としましては、一つ避難の指示に当たって、その指示が余りにも突然であったのではないのか、その前段の避難準備情報というものがあれば、例えば家財を2階に上げたり、あるいは町内の体の不自由な人の手伝いができたり、被害をもっと少なくすることができたはずだというような声がありました。只見川とはこれからもずっとつき合っていかなければいけないわけですから、防災であるとか減災ということについて真剣に対応していただきたいと思っておりますけれども、この点どのようにお考えですか。

○議長

町長。

○町長

今回の新潟・福島豪雨に関しましては、避難指示においては現場の対処の仕方、それらについては私は適切な処置ではなかったかなと思っております。それは、災害というのは、多分今の三陸の状態と同じように、防波堤があるから大丈夫だというような過信もあったと思います。そして柳津町もそうですが、44年災にあのような大水害に見舞われて、そしてまた今回の場合にも、これだけかさ上げしていれば柳津町の町内の浸水はなかろうというような思いが我々にも強かった、そのような反省をしております。そんな中で避難でありましたが、明るいうちに避難予告をして、そして身を避難場所へと誘導をさせていただきました。この初動体制については適切であると思っております。そしてまた今回のように災害が物すごく大きくなる場合に、果たして皆さんに、その避難によって、家財を上を上げたりそういう適切なことが果たして災害のときにできるのだろうか、そのような思いを強くしております。そのことによって逃げ場を失って人的な被害にもなってくるということも考えられますので、まず身の安全を確保して、そして常日ごろの備えをしておく、それによって減災をしていく、できるだけ被害に遭わないような方法をとっていく、これがこれから大切であろうと思っております。私は、やはり災害というのは日ごろの備えであり、そしてまた起きた場合に最小限の被害にとどめるということが我々に課せられたものであると感じております。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

災害の対策本部にはいろんな情報が集まってくるわけでありまして。そして事前に町民が知っておいた方がいいという情報もたくさん集まってきていると思います。特に避難指示に当たっては、突然家の外に出て避難所に向かってくださいというような指示を受ける場合、事前にそうなるかもしれませんと、こういう警報が出たので皆さんちょっと準備をしてくださいよというようなこと、準備情報、これは非常に大切なのではないのかなと思うわけです。今回、避難指示を出すまでに至った町の情報の伝達の仕方について、どのような手順で行われたのかお伺いします。

○議長

町長。

○町長

なお、その経緯につきましては、私は現場で指示をしました。そして総務課長を残して全体的な指示の把握をしましたので、私から申し上げたいと思います。

私は最初にみなとやの前に現場を構えました。そして銀山荘に移り、そして本部を役場に移したわけではありますが、そのときに、避難誘導については予備誘導を皆さんに伝え、そして避難の指示をして、消防団と声をかけ合いながら誘導した経緯がございますので、それらのご理解をいただきたい。そして総合的には総務課長より申し上げます。

○議長

補足答弁を願います。

総務課長。

○総務課長

今回の避難指示の手段でございますが、今回は柳津発電所のダムの放流に基づいて、逆流して水位が上がったというふうになっております。それで、町のほうには柳津ダムの放流について、放流の量を変更する場合にそれぞれダム管理のほうから連絡が入るようになりまして、29日の13時現在までは毎秒2,000トンということで、毎秒2,000トンの放流がなされていたわけですが、それらについては平常水よりも上昇したという感じで見えておりました。それで、15時46分に毎秒3,000トンということで放流されまして、その時点から徐々に水位が上がってきております。それで、先ほど言いましたように、町長以下本部として、現地災害対策本部ということで、観月橋の部分で旧みなとやホテルに本部を設置しまして、只見川の水位情報を町のほうに入れてもらっておりました。それで、6時近くになりまして、大体時間ですが6時10分に東北電力より毎秒4,000トンということで連絡が入りまして、その以前に水位は上がっていたんですが、4,000トンを超えてから急激な只見川の増水になっております。その時点で、災害対策本部としては状況を見ながら水位を見守っておったわけですが、その中である程度魚淵のほとりの清姫葩橋にも上がりましたし、魚淵のあそこに階段があるんですが、その水位が相当上がってきているということで、現場本部のほうの指示がありまして、うちのほうでは予備警戒としまして、防災無線を通じまして、只見川の水位が上昇しておりますので、銀杏町、諏訪町、寺家町の方は避難の準備をお願いしますということで防災無線を流しております。それで、避難の指示は状況を判断して防災無線により放送しますということで、避難場所については町民センター、B&Gの体育館に設置いたしますということで放送を流しております。実際、現場本部のほうでこれ以上増水すると床下浸水に及ぶということで、20時50分に、諏訪町、寺家町他の4地区に避難指示を出しました。次いで

避難指示を21時30分に門前地区ということで、これは一部でございますが門前地区のほうに出しまして、次の日の30日の6時45分につきましては、銀杏町地区ということで避難指示を出しています。避難指示によりまして、町民センター、海洋センターに避難された方が164名ということになりまして、そのほか自主避難ということで、椿地区の方は椿の集会所ということで約50名ほど、あと麻生地区の方は海洋センターということで68名、そういったことで避難をしております。

町としましては、今回は事前に只見川の水位が上がってございましたのは承知しておりましたが、その以前に現場本部と連絡をとりまして、町民の方に避難指示をしていたということでございます。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

避難準備の情報というのは防災無線で流されていたということでありまして、恐らく雨音や川の音で無線の音がかき消されたのかもしれませんが、その情報が届いていなかったと、被害を受けた方々が何人かいらっしゃいましたので、情報というのは伝達されての情報でありますから、伝達の手段も検討していただいて、例えば防災無線を各戸にまた設置するような方向も考えられたらいかがなのかなと思います。そのことについて一言。

○議長

町長。

○町長

早速、今小林議員がおっしゃったように、私のほうに整備局と大学の防災に関する教授が来て、聞き取り調査をやっていただきました。そのときに、現場に首長が立っているというのは驚きましたと言われました。最終的には指示を出す本人が現場にいるというのは、万が一その災害に巻き込まれたときにだれが指示を出すのかということで、大変その辺もびっくりしていましたが、我々の地形的なことがあって、私は今回本部長としても現場に立ちましたということを申し上げました。

そのように、やはりこういう豪雨災害のときには、今回は只見川の増水ということで、氾濫というよりは増水であったと思っています。見たとおり、月見亭のほうには、かなり洗堀されたんですが、あとほかのほうにはずっと滞留されたようないきさつがございます。これらを踏まえますと、そういった指示の仕方も時間的にあったのかなと思っています。それ

らについては、避難の予告と指示については消防団も一緒にいながら誘導をしていたということは、寺家町、そしてまた門前のほうにはそれらが行き届いていると思っております。

そしてまた、今議員がおたがしがあったような手法とすれば、防災として今後いかなる状況をも想定しながら、早目に人命、そして避難に当たるような対策をしていきたいと思っております。

○議長

補足して、総務課長。

○総務課長

今回の避難につきましては、それぞれ避難指示を出しております。そして避難指示を出しても、きちんと皆さんが避難されているかということを確認するために、それぞれ避難指示を出した地区に対しては消防団のほうで各世帯を訪問しまして避難しているかということを確認しております。それで避難所につきましては、町民センターにつきましては町民課長を配置して各行政区長さんを通じて避難の人数等、そういうのも把握しております、海洋センターにつきましては公民館長、係長等を派遣しまして、住民の避難が完全に行われているかどうかということを確認しております。以上です。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

この豪雨災害、つまり只見川の氾濫は天災かあるいは人災か、これは検証が待たれるところであります。この検証の結果では被害者に対する損害賠償の問題であるとか、あるいは今後の防災や減災の計画の見直し等に大きな影響を与えるわけでありまして、この検証は、どこで、だれが、どのように行うのか、これを教えていただきたいと思っております。

○議長

町長。

○町長

これは河川管理者のほうに、そしてまた特に東北電力、そしてまた国のほうに検証と今後の対応ということで要請を申し上げたところであります。

○議長

総務課長。

○総務課長

河川の管理につきましては、只見川は阿賀川水系の河川でありまして、県のほうで河川管理は行っております。それで、今回の河川の管理状況については、東北電力と県のほうには申し入れをしております。それで、ダムを設置許可を出すのは、昭和39年までですと県でしたが、それ以降は国ということになっておりますので、東北電力は河川ダムの操作、報告について国のほうに報告するようになっておりますので、これはこの前の会議でありましたが、北陸地方整備局のほうに出すということですので、その分について各町村にその報告はしてもらうように会議で申し入れを、各町村、柳津、坂下まで含めまして、坂下、三島、金山、只見ということで、それは申し入れをしております。以上です。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

今答弁のとおり、只見川の河川管理者は福島県であります。そして発電所ダムの所有者は東北電力、あるいは電源開発ということでもありますけれども、町でもやはり検証の過程というものをぜひ注視をしていただいて、検証結果をうのみにしないで、不自然な点があれば納得いくまで説明を求めていくという姿勢で臨んでいただきたい、そのようにお願いをさせていただきます。

次に、西山地区においても家屋の倒壊や道路の崩落、農地にも大きな被害を受けました。このうち旧智仁荘、これは土砂の崩落により本当にめっちゃめっちゃになってしまったわけがあります。そして今現在もそのままになっております。智仁荘を知る人は言っていましたけれども、「あの家の姿を家人や昔からよく知る人に見せ続けるのは本当に酷だ。私だって悲しくて涙が出てくる」というような話をされておりました。非常に嘆いていたわけでありまして。災害から1カ月半が過ぎたわけでありまして。災害復旧の手続というのはいろいろあるかと思えますけれども、現場は家屋の中に土砂等が流入しまして、本当にめっちゃめっちゃな状態です。自分で解体撤去しようなんてことは到底できないというような状態になっておりますので、何とか町でできることを一日も早く対応いただきたいと考えますけれども、町長の考えをお聞かせください。

○議長

町長。

○町長

小林議員のおっしゃるとおり、大変な被害をこうむったわけでありまして。家人とも先般お

話しをさせていただきました。その中で、今回の災害に対しての方法としても担当に指示を  
していますので、そちらから補足説明をさせます。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それではお答えいたします。

五畳敷の崩落箇所につきましては、今工事を発注しております。2週間くらいで崩落道路  
の撤去は終わる予定でございます。その後智仁荘の家屋の解体、それから土砂の搬出、それ  
から家財等の処理、そういうものの撤去が終わり次第進めていきたいと思えます。

なお、費用につきましてはやはり町の中ノ橋周辺の方々とのこともありますので、それと同  
じような方法で進めていきたいと考えております。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

費用負担についても当然同じ町民ですから平等に行って、とにかく一日も早い対応という  
ことをお願いしたいと思えます。

そして、さらに土砂が崩落した箇所でありますけれども、水が出てきているということで、  
出ている場所があつて、また雨が降り増水すれば非常に危険な状態になりかねない、そして  
流れが変われば、智仁荘の隣に家屋が一つありますけれども、そちらのほうに流れが変わっ  
ていけば土砂崩れ等の新たな災害の危険が出てくるということを感じております。あわせて  
早い対応を要望したいと思えますけれども、その辺ちょっと答弁をお願いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

智仁荘に崩落した土砂で、滝谷川の川幅が狭くなつておるのは現状ですが、そして智仁荘  
を解体する場合、バックホーも落とす予定でございます。それで滝谷川の狭くなった部分の  
土砂をならして、下の湯さんのほうに水が回らないように対策をとりたいと思っています。  
以上です。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

それでは、3番目の高齢者福祉施設の整備については質問を移していきたいと思います。

先ほどの町長答弁の中で、近隣町村との協議も必要になってくるという言葉がありましたけれども、この協議というのは具体的にどういった協議を指すのかお答えください。

○議長

町民課長。

○町民課長

これらの近隣町村というのは、会津若松の福祉事務所管内ということで、町としてはそちらの内容で新たに、移設、建てる場合については、それらの市町村と協議をしていくということでもあります。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

とにかく新たな施設をつくる際には隣接町村との協議が必要だというような理解でよろしいですか。

○議長

町民課長。

○町民課長

これらについては、近隣町村と協議ということでは、町としてはそういうふうな考え方をもって進めていく中においては、やはりそういうふうに近隣町村の皆さんとの協議も必要となり、また皆さんにもご理解をしていただくという形の協議をこれから進めていきたいと思っています。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

私がお聞きしたかったことについては、さきの答弁の中で、作業を今進めているときだということ、あるいは規模は現在検討中であるという答弁でありましたけれども、そういうことではなくて、どこにどういう施設をつくって、どういう運営をしていきたいのかという、より具体的なお考えをお聞きしたわけであります。計画策定のタイムリミットがもう近づいておりますので、ちょっと悠長過ぎるのではないのかなと私は印象を受けております。その

辺お答えください。

○議長

町長。

○町長

小林議員のおっしゃることはわかりますが、この施設はいろいろ難しいところがございます。これは具体的に私の構想の中では皆さんとお話をしながらやってきたわけですが、現在特養は柳津町に一つあるわけでありますが、西山地域の皆さんの高齢化が進んでいるということで、当施設については、地区を言えば柳津町の西山地区にこの施設をつくりたいという思いがございました。その中で、病院関係の皆さんと話を進めてきたわけでありますが、大変皆さんもご存じのように、東京に、中央にある場合にはいろんな交通手段、いろんな面で満たされる部分があると思います。当柳津町といえども、地区名が変わりますと大変負担が増ということで、受けてのほうも大変厳しい状況下に置かれているというような今話の段階になっております。これらについて、この答弁で申し上げましたとおり、いずれの施設においても、私は今福柳苑の利用者負担くらいの割合でできるのが一番よろしい方法であると思っ  
て計画を練ってまいりました。ですが、それに匹敵するだけにするには相当な重荷であるということで、これと同時に、皆さんが心配しているように負担の問題であります。町も財政厳しい折ですから、出せるお金というものは決まっております。そしてまた当方に、相手によってもお金を出していくには大変だと、そしてまた利用者にも余りの負担はかけられない。それと同時に介護保険の問題もございます。町の介護保険の負担を増にするわけにもいかな  
ないということで、今大変厳しい情勢にあることは確かであります。これらを十分に精査して判断をしていきたい。そしてまた、議員が幾たびか申されておりました。いろんな施設のある中での増設、そういったものも一緒に考えながらあわせて進めたらどうかというご助言がございました。これらもすべて網羅して早目の決断をしなければならないということで、これからは私のほうでも積極的に動いて何らかの筋道を立てていきたい、今現状とすればそ  
こまで至っております。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

そうしますと、町長の考えとしては、具体的な固まった案というのはまだないけれども、西山地区に、病院関係の人をお願いをしてやっていただきたい、そういう希望的な考えは持

っていらっしゃるということでもよろしいわけですね。

現実的な話になりますが、介護施設は民設民営です。原則として民間がつくって民間が運営をしていくというのを大原則としているわけですが、私は、柳津町には柳津町町民だけが入所できる、いわゆる地域密着型の特別養護老人ホームというものが最適だと考えております。しかし、運営するためにスタッフが相当数必要だということらしいんです。要は30人ぐらいのスタッフがいないとなかなか回っていかないということであって、なかなか利益が出せないということで、民間業者の参入が難しい現実があるというような話を聞いております。しかしながら、別の特別養護老人ホーム、既存の老人ホームなどの職員と兼務が可能であるというような話も聞いております。他町村の施設も兼務をすることによって人件費を削減して利益を出せるようにしているようです。柳津町でも現在運営している福柳苑とあわせて経営をするか、あるいは福柳苑の増設という考え方がこういったところからすれば非常に現実的な話であると私は考えております。そういった点について、町長、どうですか。お考え聞かせてください。

○議長

町長。

○町長

地域密着型というのは理想的な形でありますけれども、これからの後年度負担、それらを踏まえば大変厳しいと私は思っております。それならば、やはり特老的なもので増設なり新設をして、これに対してのやり方というものが望ましいと思っております。これから高齢化の率も上がってきます。そして現在柳津町が生数字で61名が特老に入居を希望して今待機をしているわけでもありますので、これらについての解消を早くしてやりたい。そしてまた介護をしている皆さんのこれからのことを考えれば、大変これが急務であると思っておりますので、地域密着型については大変後年度負担まで町の財政の中では大変であろうと思っておりますので、私は特老的な、例えば今小林議員が申されたとおり、西山地域のそういった病院の民設民営というものは大変コストがかかるということで、受け手もなかなか採算ベースまでは大変であろうと。これを裏づけるのは、今日まで、西山地区ばかりではなくて柳津から介護を受ける皆さんを募集してまいりました。ですが、結果的には何名もおりません。この目的は雇用の場を創出したいということで皆さんにも再三申し上げてきました。地元から30名ほどの雇用をして何とか運営面もそういったものでやってほしいと、そしてまた補助金と町からも助成をしながら1回で済んで、あとは民設民営の中でやっていただけれ

ば町の後年度負担も解消でき、また高齢者の皆さんの解消もできるということでこの計画を今進めておるところであります。それらが無理となれば、先ほど話のあった福柳苑の増設とか、そういうのが一番望ましくなってくるであろうと思いますが、まだあきらめないで、少し、この2カ月の間にトップとの会談もしながら何とかできれば進めていきたいと思っております。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

地域密着型の特別養護老人ホームとそうでない老人ホーム、後年度負担の話が出ましたけれども、私は担当課初めほかでいろいろお話を聞きましたけれども、そう大きな違いはない、大体同じぐらいだよというような返事をもたらしております。なお、私もいろいろ調べてはみますけれども、現在、町長が今おっしゃいました、柳津町では特別養護老人ホーム福柳苑に入所を希望しながら入所できない待機者が61名いらっしゃいます。しかし、その中で要介護4から要介護5でより入所を急がなければならないという方々は20名から25名で推移しているということです。だとすれば、29名限定の地域密着型をつくれれば十分対応ができるということがあります。とにかく一日も早くこういった方々が入所できるようにしていかなければならないということですから、先ほど町長おっしゃいましたが、雇用云々ということも大変大切ではありますけれども、今回これに関しては、2番目、3番目の目標ということで対応していただきたいと思います。一言お答えください。

○議長

町長。

○町長

小林議員もご承知と思いますが、国では福祉政策によつての雇用という面もございます。今柳津町で大変若い層が地元に戻れない、住めないという状況の中では雇用というのも大事であります。そしてまた当面問題視されている高齢化の問題も大変重要なことであると思っております。私の考えと小林議員の考えがちょっと違うところは、私は密着型ではなくて特老的なものをなぜやりたいかということは、雇用の面もそうなんです、地域密着型は完全に柳津の町民が入れるものでありますけれども、いろんな経営の循環を見れば、今の福柳苑のような形が私は望ましいと思っております。それによっていろんな形の循環性が起きてくると思っておりますので、その辺については十二分に研究をさせていただいて、早期に取り組

めるように方法をしていきたいと思っております。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

地域密着型ではない通常の特別養護老人ホームは定員が50名でありますけれども、建設当初は30名は地元から入れるというような枠があるらしいんですが、それがなくなってしまうらしいんです。そうしますと、地元でつくったとしても地元の入所者が、例えば10名、10名にも満たないというようなことも起きかねないわけでありまして。そういったことからすれば、やはり地域密着型の柳津町民しか入れないという施設、そういった意味からしても私はいいいと思います。なおよく検討いただいて判断をいただきたいと思います。介護が必要な生活弱者を町民みんなで支えていこうというのは町長の信条でありますから、ぜひ実現をしていただきたいと思います。

次に、西山中学校体育館の耐震工事についての質問に移らせていただきます。

答弁を見ますと、西山小学校体育館を西山中学校と共同で使用できないのかというような内容がありました。この考え方ですと、やはり授業や部活動、さらには文化祭、学習発表会、入学式、卒業式等々、学校行事を考えますと物理的に不可能であると言っていいと思います。当面町はこのままの状態を使い続けるということでありましてけれども、避難経路などのマニュアルをつくったり、あるいは安全管理の意識の徹底、指導の徹底を学校に指示したというような答弁でありましたけれども、私は指示された先生も困ると思います。何か学校であればやはり学校長あるいは教職員の責任問題にまで発展しかねない現状でありますので、これで本当に学校の安全安心というのが確保できるのかということが疑問であります。その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長

教育長。

○教育長

まず、この間校長会が終わりましてから西山中の校長先生とお話をいたしました。西山小学校使用はどうなんだという話を聞いたんですが、やはりできればすぐ後ろに体育館がありますからそれをやはり活用させていただきたいと。私の考えとしては、西山小学校を使用することについては物理的に不可能ではないと思っています。なぜかと申しますと、一つは、西山中学校の生徒が極めて少ないわけです。今のところ最高で13人。もちろん18人ぐらいに

もなる可能性はありますけれども、学年で使いますと3人、5人です。その中で、バドミントン等の部活もありますけれども、授業については小学校と体育の授業、何時にいつ使うということを調整すれば、今校庭も一緒にやっているわけですから、授業については問題ないだろうと思います。それからあと部活動についても放課後でありますので、放課後はほとんど小学生は使っておりませんので、そういう面でも部活動も、しかもバドミントンですから小学校の体育館でも十分にできると思います。これがバスケとかそのほかのスポーツだとちょっと小学校の体育館は無理なんでありますけれども、ですから、問題は大きな文化祭です。それからあとは特に入学式は同じ日にやりますからこれもちょっと難しい。午前と午後に分ければできるでしょうけれども。卒業式は別の日ですのでこれはできるだろうと思います。だから、必ずしも小学校が無理ではないと思いますけれども、校長先生としては現段階においては今の体育館を使わせてほしいというお話がありました。

では、危険なのになぜ使うんだということでありまして、今まで危険だという話は全然なかったのであります。大震災が起こりましてからさらにそういうことがうんと高まってきました。現在耐震化率は福島県で62%であります。実際にまだ耐震化されていない施設がたくさんあります。それを全然使わないでいいのか、そうではありません。使いながらも早急になるべく対策を立てていきたいというのが各市町村の現状だろうと思います。私どものほうでもそういう方向であります。

なぜ、ではすぐにつくったらいいだろうということなんですが、財政的な問題もありますけれども、やはり一番は統合の問題であります。統合の問題はすぐに決着をつけたらいいだろうということでありまして、統合の問題についても現在の西山地区の住民の方々に賛成だという話を私に言ったのはだれ一人いません。この間の議員とのお話もそうだったんですけれども、その前の話し合いでもそうであります。しかし子供の視線から考えた場合に、果たしてこのまま置いていいのかという問題があります。ですから、そのことについてはさらに議論を深めて、あるいはいろいろ住民の方にお話をして、そして何が一番大切なのかということを考えていただくことによってやりたい。しかしそれも時間的にもう余りないと思っております。というのは、なぜそういうことかという、今まではバスの体系ができていませんでしたので通えなかったんです。ですからこれは物理的に不可能ということで私はできないという話だったんですが、今度はできるようになりました。今西山中学校に通っている時間と柳津中学校に通う時間、どの地域からも全く変わりません。ですからそれが可能なんです。問題はその後の、部活動の問題とかいろいろ問題ありますけれども、それか

ら住民感情、それから子供たちの気持ちというのがありますけれども、その辺のことをこれから十分に話し合いをして解決をしていきたい。その上でやはり判断するのが妥当かなと思います。もしつくった場合には、つくったからもう統合はなしということになると思います。つくらなければ早く統合しろということになると思います。体育館一つのことで統合を決めてもらっては困るという意見も現に出ております。ですから、そういうことも含めながら、とにかく早急に検討はしていきたいということで、大変はっきりした答弁にならなくて申しわけないでありますけれども、現状は、今のところはこういう考えであります。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

教育長から今答弁いただきまして、大変わかりやすかったんですが、西山小学校の体育館を、例えば共用が可能だという場合でも、これは本当に過渡的な対応だと思います。いずれにせよ早い時期に結論を出していかなければいけないということになると思いますけれども、今言った統廃合の問題、これは教育長言われたとおり、7月25日に議会と教育委員会初め教育関係者との意見交換会という形で行いました。そのときにもたしか統廃合の話が出ましたけれども、その前に、西山の保護者の皆さんと個人的に話す機会も私も何回もありまして、今、賛成をする人はだれもいなかったという教育長の答弁ですが、「早く統合してくれ」というような意見を持った人の話も私は実際聞いております。非常にこれは大きな問題で難しい問題であります。いずれこの議論をしなければいけないということになってから既に何年もたっているわけありますから、これからどうするかという話になるんでしょうけれども、やはり皆さんの意見を聞いて町が判断するというのであればなかなかその集約は難しいと思います。それを聞いて判断するというのではなくて、逆に町は柳津町の子供たちをどういうふうに教育をしてどういう子供たちにしていきたいのかということ、ビジョンを一つ描いていただいて、それから教育を初め町全体をどういうふうにしていくんだということも含めて町民に示す、順番としては、統廃合をどうしたいんだということも含めて示してから議論をすべきだと、私はそういうふうに考えますけれども、町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長

町長。

○町長

今教育長がおっしゃったような意味合いでありますけれども、私は小林議員との違いというのは、いわゆる議論は大いにすべきだと思っております。そして専門的な分野、そして私は教育長と同じように、子供たちの目線から考えて、今後柳津町の子供たちにはどういう姿が一番好ましいのか、それらを十二分に協議をしてほしいということを思っております。その中で教育委員会、いろんな話の中で最終的には先送りはしないで、この私の任期中に決断をするということで、早目のそういった対策も講じてまいりたいと思っております。

○議長

7番、小林 功君。

○7番

今町長が言われたとおり、本当に先送りをしないで、こういう大きな行政課題については、町長自身の意思形成というのは私は非常に大切だと思います。ですから、本当に先送りをしないで速やかに、このことだけでなく、きょう質問したすべてのことについて速やかに対応していただきますことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長

これをもって小林 功君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議をいたします。

再開を2時といたします。(午後1時50分)

○議長

それでは、議事を再開いたします。(午後2時00分)

◇

◇

◇

○議長

次に、荒明正一君の登壇を許します。

8番、荒明正一君。

○8番(登壇)

私は、次の4点について、町長にお伺いいたします。

1、小規模校と教育について。

7月25日、ふれあい館において町と教育関係者と町議員との話し合い、意見交換が行われました。いろいろな意見や問題が出されました。その中で新たに感じたことや重要だと思っ

たことについて見解を伺います。

2、7月末の豪雨災害について。

平成22年末から23年にわたって振り返ってみると、平成22年末の豪雪、3月11日の千年に一度と言われる地震、津波、絶対安全と言い続けた原発の事故、今回の豪雨災害と、年間を通して災害の一年を想定しかねない心配な予感がします。そんな中での今回の災害は、一部私が想定し、的中した面があります。今回の災害で新たに思い直したことがあったかと思いますが、その見解を伺います。

3、職員教育と町の将来について。

町の将来は、町民一人一人の責任と言動が基本にあることは当然としつつも、365日町民のために働くことを目的としている職員の働きが最も重要であることは言うまでもありません。その中で、現状の町民の見方は厳しい目で見ていると思いますし、将来を非常に心配している方が多くいることも事実として受けとめるべきだと思います。そういった中で、職員教育は極めて重要だと思います。現在の状況について、どのような認識と教育をされているか見解を伺います。

4、議会行政視察について。

去る7月に実施した行政視察は、今後町の観光振興や農業の6次化を推進する上で大いに参考となり有意義な視察となりました。しかし、予算を伴う事業でもありますので、予算を執行している立場から、行政視察に対しどのような見解をお持ちか伺います。

○議長

答弁を求めます。

教育長。

○教育長

8番、荒明議員にお答えを申し上げます。

小規模校と教育についてということですが、7月25日に開催された柳津町議会議員と教育関係者の懇談会では、出席された皆様から数多くの貴重な意見が出され、大変有意義な話し合いが行われたと思います。懇談会での話題の中心は中学校の統合問題でありましたが、それぞれの立場からさまざまな意見が述べられ、これからの教育行政を推進する上で大いに参考になりました。そして統合問題については、さらに多くの町民の意見を聞くとともに、議論を深めていく必要があると感じました。町教育委員会といたしましても、町民の皆様の意向を踏まえながらこの問題に真剣に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

次に、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

8番、荒明議員にお答えをいたします。

私のほうは2番目からでありますので、7月末の豪雨災害についてであります。

ここ数年、災害は、ゲリラ豪雨等集中的被害が心配されましたが、最近は、東日本大震災、新潟・福島豪雨災、台風12号の豪雨災害など、予想を超える被害に見舞われております。町としましては、防災計画に基づき、地域住民の生命、財産を災害から守るため、国、県及び町消防団、広域消防など、関係機関と連携して防災に対する備えを行っております。このたびの各災害においては、災害の状況をいち早く調査、確認し、町民の安全確保と応急対策に全力を傾け、被害を最小限度におさめるために関係機関と連携をとり、対処してまいりました。最近の災害は想定外の被害に見舞われましたので、初動体制の確立はもちろんでありますが、防災対策の基本からの見直しを行い、町民の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

3番目であります。職員教育と町の将来についてであります。

町づくりについては、ことし策定いたしました第5次柳津町振興計画の基本構想、基本政策に基づき、計画的に行政運営を推進してまいります。行政運営においては、職員は事業を執行していくために企画立案をして、その成果を上げなければなりません。そのために職員研修は大変重要であると思っております。職員の研修は、自治研修センターにおいて一般職員の研修、管理者研修、業務能力研修、また県による業務遂行のための事務研修を行っているところであります。町としましては、職員の業務遂行能力を育成するために、人事評価制度の取り組みとして人材育成プログラムにより上司が面談を行い、人材育成に努めておるところであります。

四つ目であります。議会行政視察についてであります。議会の行政視察につきましては議会の事業でありますので、事業を行うためには予算を伴います。議会活動として視察研修を行うことは、見識を高め、その成果を行政に反映させるために行政視察を行っているものと認識をしているところであります。

以上であります。

○議長

再質問を許します。

8番、荒明正一君。

○8番

先ほど来の教育に関する教育長の答弁と町長の答弁を聞いておりますと、ふと私のこの質問と比較した場合には、しないほうがいいのかと、そんな感じのするような問題であります。しかしながら、私は私の考えのもとに質問申し上げたいと思います。

私は先日いわきのほうまで、当然1人ではありますが行ってまいりました。その中で感じましたことは、いわきの場合は1人でも子供がいれば、生徒がいれば学校として存続させるという基本的な信念のもとに学校を運営しているようであります。また、財政的にはそのような議論はまず出ないというようなことをごさしました。そういうことから考えた場合に、先ほどの教育長等の答弁を聞いておりますと、小規模、子供が少なくなるからだめだ、基本的にはそのような解釈をされるのかなと思いました。しかしながら、現在の教育の方針を見ておりますと、ゆとり教育から学力を向上させなければならないという中で行われていることは当然のことであるわけであります。そういったことから考えますと、必ずしも小規模校だからだめだということにはならない。それはなぜかといいますと、いわきのほうでもやはり統合について話し合っているところもあるようではありますが、現実にはまとまらないからだめだということで凍結しておるといようなこともあるようであります。そういったことからしますと、小規模校だから支障をきたす、支障をきたすから統合しなければならないんだという根拠についてお伺いいたします。

○議長

教育長。

○教育長

まず、いわきでは1人でも学校は存続させたいという方向だということで、確かに中学校の複式学校が存続しているのはいわきが最も多いわけであります。内情については私もいわきのほうで聞いたわけではありませんのでわかりませんが、今方針としてはそういう方針だと聞いたんですけれども、まず、子供が果たして1人で学校教育として成立するかというと、私個人の考えですけれどもそれは疑問であります。教育を行う場合、集団で行うことも極めて大切であります。特に子供たちの社会性を育てる上では1人、2人の教育では不十分であります。ですから、子供を視点に考えた場合に、果たして2人、3人で、小規模で

本当にそれですと続いていいのかどうかというのは問題であります。小学校の場合にはある程度それが許されることも低学年等あるかもしれませんが、中学校の場合果たして、部活動をやるとか、それから修学旅行に行くとかいろいろ、それから子供たちが大人になっていきますので社会性を身につけなければなりません。そういう意味で、やはりある一定の人数は必要であると私は考えております。ですから、小規模校の最もデメリットは何かといいましたらば、豊かな社会性を育てる上で極めて不十分である、果たしてそういう面で、私は少人数のままこれでいいんだということにはやはりならないかと思えます。

では学力向上の面ではどうなのかということで今お話がありまして、確かに学力向上、家庭教師として1人でついてやっていく、これはすごくうまくいきますけれども、先生はやはり専門の先生が入らなければならなりません。複式学級の場合はこれだけの人数、例えば2学級しかない場合にはこれしか人数入れませんよということで5教科すべての先生がそろうということではできません。ましてや技能教科についてはなかなか入れられないということ。それでも西山中学校の場合には1名余計に入れていただいて、さらにそのほか2名非常勤として入っているわけなので何とか今成り立っているわけでありましてけれども、やはり中学校の場合にそういう学力の面でも、教員の免許等の関係で人数が少ない教員で行わなければならないということで、免許のない先生が無免許のまま教科を教えなければならないということが起こり得ます。そういうことで、学力の面で小規模のほうがいいのかというところも限らないということもあり得ます。

しかし、現在の西山中学校、大変よくやっていただいております、そういう面で不便さを感じないところはもちろんあるかと思えます。

とにかく、子供にとっていいのかどうかということをやはり中心にもっともっと考えていかなければならないのかなというのが私の考えであります。どうしても、過ごしやすさから、今雰囲気がいいから、あるいは学校全体として特に問題もないからというのではなくて、長期的な見通しに立って、子供にとってどうなのかということをやはり考えていくことが必要かなというふうには現在は思っております。そのためには、先ほど小林議員にもお話し申し上げましたように、保護者の方々、地域の方の意見を十分に、話し合いをどんどん進めていく必要があるかと思っております。

ちなみに、教育委員会では現在まだ結論が出ておりません。以上です。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

そうしますと、いずれは、結論的に言いますと統合はするという方針である、ただぎりぎりにわからないと言うだけなのかなという感じがしますが、町長、それはそれでいいですか。

○議長

町長。

○町長

先ほど小林議員にも申し上げましたが、私はこの任期の中でいろんな課題について先送りはしない、自分の判断をするということを申し上げました。それらを十二分に踏まえて、それらに対処していきたいと思っております。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

本来、小規模校と教育ということなので、私も極めて少ない中で育ってきた、教育を受けてきた人間であります。小学校のころは、当然ながら分校の場合は二十五、六人を1人の先生が教えた中で育ってきた。そういうことから、私の経験ですから大したことはないわけですが、そういう経験からしますと、小規模だったからだめだったというような反省、そういうあれは今のところ持っておりません。そういうことからしますと、最後は、勉強は、勉強をやるために学校に来ているのか、部活をやるために来ているのか、今の話からしますと、例えば琵琶首から柳津まで例えば1時間かかる、それもやむをないというような話になりますと、それこそ子供そのものの別な意味での負担が多くなる。また、先日喜多方で介護者が車で転落した、原因が何だったか、いねむりだと本当のことを言っていたわけですが、当然ながらそういうリスクも考えなければならぬだろうと。安全第一ということであるならば、そういうリスクもちゃんと考えた上で教育を受けさせるということを考える必要があるのかなと思っております。そういうことからしますと、今すぐやるならやるように、任期中にやる、そういう中途半端なことではなくて、もっと早目に結論を出すべきである。そうでなければ父兄そのものも安心して、いつ統合になるのか変わらないような状態で、今のような状態が続くということにはなはだ遺憾であると思っておりますが、その点いかがですか。

○議長

教育長。

## ○教育長

おっしゃることごもっともかと思います。まず人数が少ないからだめな子供なんていうことはありません。どこの環境に行ってもきちんとする子もいるし余りよくない子も出てきますから、これは一概に小規模校だからすべて悪くなる、大規模校だからいいなんてことは絶対ありません。むしろ大規模校に入ることによっていじめ等も起こったり、いろいろなことをする可能性もありますので、そのリスクもありますし、すべてこっちがいいあっちがいいということではありません。

ただ、特に、先生1人というのは恐らく小学校だと思うんですが、小学校の場合は全部の教科教えますけれども、中学校において、5教科については専門の先生でないとやはり教えられないんです。例えば数学を教えて、次に社会を教えて国語を教えてというわけにはいきません。中学校の程度を考えますと、やはりそれぞれの教科に専門の先生が必要なんです。そういう意味で教員が配置されないということは極めて困った問題になるということでありまして、そういうことからある程度の人数が必要なのかなど。それから中学生の発達段階に応じてやはり必要なのではないかというふうなこともあります。

しかし、今の西山中学校は決して、あれだけの少ない人数の中で、高校に入っても立派にやっていますし、私はむしろ西山中学校に対しては自慢に思っています。しかし、長い目で考えたときにこのままでいいよと言うわけにもいかないこともあるかと思っています。ですから、それについては早急に結論を出すことは必要かなと思っておりませんが、もうしばらく意見をいただいて、そして考えさせていただきたいと思っております。

以上であります

## ○議長

8番、荒明正一君。

## ○8番

そうしますと、最も大事だと思いますことは、今の場合は置かれた環境に順応する生き方がそれなりに必要だということなんですけれども、私は環境に支配されるのではなくて環境を支配していくような考え方に立った教育が必要ではないのか、そうでなくても、今、必ずしも大きいからいいというわけではなくて、その弊害みたいなのが起きている部分が大いにあるということを考えますと、私の持論であります、やはり私は教育の原点とも言うべき、最後は一人だ。その中で環境的によくないことは確かにあるんです。最初から全部ちゃんとそろっているのは一番いいんですけれども、そういうわけにはいかないんですけれども、

その中で自分はどうすべきか、どうさせるべきかということを、学校あるいは父兄ともどもに考えていくことが最も今の時代において大事ではないかと思いますが、その点はいかがですか。

○議長

教育長。

○教育長

もつともであります。実は環境がよくなったから子供がよくなるとは限らないんです。すばらしい学校ができて、それでみんなよくなるかというところではないんです。ぼろぼろの学校で木造の悪い学校でもいい子供いっぱいいるんです。これは、環境というのは一つはそういう人数とか何かによって、周りの人、一番大切なのは教員という環境が一番だろうと思うんですけども、あとそういう厳しい環境の中でこそかえっていろんなものを学ぶということもありますね。西山中学校の例を出しますと、雪が深い、子供たちはみんな朝1人だけストーブをたきに行き、残りのものは全部朝来たときに雪かきをする、これはすばらしいことです。自分たちでやっているんですから。ところがこれが暖かい恵まれた環境でそんなことは全然起こりません。ですから、環境というのはむしろ厳しいから悪い、いいからいいということではないんです。ただ、やはりできるだけいい環境の中で育てたいということはあるので、そういう物的な環境というのもなるべく教育委員会では育てることはしていきたいと思っております。

だけれども、そういう厳しい環境がいいんだからそっちのほうに置いたらいいだろうという論議にはならないのであって、特に人数、小規模あるいは適度な人数ということ考えた場合に、できるだけやはり子供たちは適度な人数の中で教育をさせたいということもあります。そういう意味で、小学生の場合にはリスクがかなり大き過ぎますけれども、中学生の場合には必ずしもそうなのかなということこれから検討してはいきたいんですが、通えない範囲なのかなとか、そういうリスクを、言われている統合によるリスクというものもいろいろ考えられますけれども、そういうものはできるだけ、もし統合した場合にはそういうことをどんどん考えていくことが必要なかなというふうには思っております。

だけれども、今のところ教育委員会の中でも意見が統一されておられません。ですから、十分その点は話し合いをし、しかも、さらに住民の方、地域の方のご意見をどんどん受け入れて、私には賛成の意見は届いていないというお話ししましたが、賛成の方もおられるかもしれませんし、そういう意見もどんどん聞きながらこれから総合的に判断をしていきたい、

しかもそれも早急にやっていきたいと思っております。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

そうしますと、この問題はどこまで行っても同じような感じがするわけではありますが、しかしながら、町長の政治判断までいかない中で、教育委員会としてはこうだという結論を出すように全力を挙げて努力していただくことをお願いしておきたいと思います。教育としての責任だとある意味思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2番目の7月末の豪雨災害について簡単に伺います。

この答弁書の中で私が最も注目したいと思ふことは、最後のほうにあります「防災対策の基本から見直しを行い町民の安全確保に努めてまいります」。ここで基本から見直し、何をどのように見直そうとしておられるのか伺います。

○議長

総務課長。

○総務課長

基本からということは、最近の災害については想定外という災害が多いものですから、今現在、町のほうで災害を想定されるマニュアル、そういったものを基本的な部分から見直すという意味で基本から見直すということでございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

そういった中、私は今回の災害について振り返ってみますと、特にこの豪雨災害については、私があらゆる方面からある意味においては批判をされながら、我が事ばかり言っているんだという批判を受けながらも主張してきたつもりであります。そういうことからしますと、今回特に、昭和、三島、若松線の八木沢久保田間の道路等々の状況を見ますと、あれは私の判断からしますと想定内の災害であったと認識しております。そういうことからしますと、私としてもそういう道路についてやかましく言ってきた立場からしまして本当に残念だ、ある意味において申しわけないなというふうに思っております。

そういった中で、防災体制を基本から見直すという中において、道路についての整備というものを防災の上から、あるいは整備した後の道路というのは、当然ながら災害とか災害で

ないとかということに関係なく利用するのが道路であります。常に道路というのは、私の感覚でいうと人間の血管だと思っておりますから、そういう血管をきちんとしておかなければ、その中を通る血液が順調にいかなくなってくるわけでありまして、なかんずく、今申し上げたことは県道でありますから脇に置いたとしても、高森から牧沢通って久保田通って柳津に来る道路については、防災に対する、災害に対する大きな位置づけとして道路整備を行うべきであると思っておりますがどうですか。

○議長

町長。

○町長

荒明議員にお答えをいたします。

ある程度議員の答え方でありますと想定をしていたと。そんな想定できるようなものではないと思っております。想定しているならば既にそういうものに対してはやれる体制があるわけでありますので。道路はすべて必要でないものはありません。今回の災害においても、迂回路があるというのは、それぞれに道路が存在して初めてそういう孤立状態がないということがあるわけでありますので、私は基本的に道路は必要でない道路は一切ないということをおもっております。

そしてまた柳津町の道路等については鋭意努力をして、県道についてもそれぞれの手が加えられております。町道におきましてもそれぞれが必要な道路に関しての対策をしているわけであります。それらについては、今議員がおっしゃったような方向性というものはできていると認識をしております。

○議長

補足答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

五疊敷大成沢線の牧沢から高森までは、冬期間はこの1本が生活路線としての重要な路線となっております。特に牧沢から先は当時林道でつくった道路ですので古い構造物があります。今後、振興計画でも当然上げてありますが、五疊敷大成沢線としては橋梁の整備とかそういうものを今後考えていかなければならないと思っております。

なお、今回のような異常気象の場合は、この路線につきましては特にパトロールを強化して今までやってきましたが、随時引き続きやっていきたいと思っております。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

牧沢から結局柳津までの縦の道路です。縦の道路としての牧沢、久保田、大峯、柳津、石神に来るわけですが、その道路については、今までの考え方を一段上げた感覚で整備しておく必要があるのではないかと。今の道路についてはU字溝のふたもかかっていないのがほとんどです。でありますから、これからの少子高齢化等々、あるいは今の災害のようなときのことを考えた場合には、ピッチを上げてやっておく必要がある。

その一つの例として、去年国道400号で落石事故があったわけでありまして。そうした中で、琵琶首地内のバイパス工事は、去年のそういう状況を踏まえた上での対策としてことし1年でやってしまうというような計画で今行われているわけでありまして、それと同じような感覚でこの問題について取り組む必要があるのではないかと。大々的に改革する、これは無理だと思いますが、U字溝のふたをかけるなり、あるいはL型に入れかえるなどの対応策をもって万全を期していくことが今回の災害に対して非常に大きな考え方ではないかなと思います。どのようにお考えですか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

林道大峯線、それから会津若松三島線を経由して久保田牧沢線、牧沢まで国道から路線がつながっております。そして今回の災害でもこの路線につきましては、五疊敷大成沢線の通行どめ、牧沢にも行けなくなりました。私も大変重要な路線だと認識しております。今ほど議員からもありましたが、これを一気に改良等の工事を進めていくと膨大な費用がかかります。今後は特に局部的ではございますが、そういう部分から局部改良をしながら交通の安全を確保していきたいと考えております。以上です。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

それとは若干変わりますが、三島若松線の道路の中で、今災害として大きな工事が始まっているように聞いておりますが、その中にヒューム管が入っているはずですが、具体的に言ってあれなんですけれども、あのヒューム管は1メートルぐらいのものが入っている。

であります、あれらについてはもっと太いものを入れることを、これからでは間に合わないかどうか私もわかりませんが、入れかえるようなことを考えていくべきではないか。と同時に、あのような箇所、入り込んだカーブの道路について今と同じような災害が起きているところがないかあるか、そういうところを総点検する必要があるのではないかと思います、どうですか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

会津若松三島線の湯八木沢地内でございますが、今回災害復旧工事ということで大きい本工事が既に始まっております。災害復旧工事というのはあくまでも原形復旧ですが、再度災害が起こらないような工法で工事を進めております。

ただ、ヒューム管の件につきましては、私もそこまでは細かいことはわかりませんが、とにかくあの箇所の原因はヒューム管に流木が詰まったところを土砂が越流して災害が起きました。今後、やはり農林水産部局の治山関係、それから土木部局の道路、河川等々一体となり対策を講じていかなければ今度のような土砂災害については対応できないと思っておりますので、そういうものは農林水産部、土木部と一体となりまして町でも要望していきたいと思っております。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

ヒューム管等については今申し上げたとおりであります。それと同時に河川についても流木等の問題があちこちにあるようでありますから、それらも総点検をして、それなりの処置を講じておくことが今後の、さっき町長が言った減災につながる問題だと思いますので、適切な対応をお願いしたいと私は思うわけであります。

そしてもう1点、先ほども話し合ったわけですが、智仁荘の上の道路の土砂災害、これについては先日も当然ながら五疊敷に行つてある方とお話して意見を伺つたわけですが、「何でもっと早くできないんだ」と。担当のほうから言いますと、それは災害でなるべく金をかけたくないんだという話になるかと思いますが、それは担当の立場としてはわかります。しかし、町長としてもっと早い対応ができなかったのか。町道ですから。それについてはどのような説明をされるのかということでございます。

○議長

町長。

○町長

8番議員にお答えをいたします。

極めてこの災害については大がかりな災害であります。それらについて簡単に、災害の認定も受けないうちに速やかにやるということは、行政としてもやれば得策かと思えます。ですが、2次災害ということもあります。専門的な分野からそれらを測量していただき、そして速やかに工事ができるような体制づくりというのが行政として必要である、そういったものがありましたので、今回9月8日に入札があった次第であります。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

それについて聞きました。前回の全員協議会だったかと思いますが、私もお話し申し上げましたように、私も経験としてあれに似たような経験をしているわけでありまして。そのときも適切な対応をお願いしたいということをお願いしたわけですが、今回はベテランの振興課長が頑張っただめだったということですから、万やむを得ないのかなという感じがしないわけではありません。しかし今後については、そこばかりではありませんので、適切な対応で住民の安全安心を守るために頑張っただけきたいものだと思います。

このくらいにして次に入ります。

3番目の職員教育と町の将来について、これについて伺います。

先ほど答弁いただきましたけれども、これはまさに私どもも含めて非常に重要な問題であると思っております。この中で最も大事なことは、我々もそうなんですけれども、町民自体が非常に心配している。今の課長たちが退職したらどうなるんだと、とにかく心配している方がいるわけでありまして、それらについてはそれなりに理解できないわけではありません。答弁の中でありまして、職員の研修は自治研修センターにおいていろいろあるわけでありまして、私が質問しようとした根本的なこの問題は、これらについてはどちらかといいますと教える人が経験した中での話ではないのではないのか。そういうことからしますと、現在、職員として上司として活躍しておられます総務課長や地域振興課長のような、実際に若いときの自分たちが受けた教育と現在の教育の中身の違いについてどのようなものなのか、差し支えなかったら伺いいたします。

○議長

総務課長。

○総務課長

職員教育というのは、今自治教育センター、さっきまでやっているところですが、実際町職員につきましては、それぞれ各課には上司がおりまして、その当時我々も上司のいろいろな意見を参考にしたり上司の指示に従ってやってきたことであります。そういった意味におきまして、町としましては、職員の業務能力を上げるために人事評価制度というものをきちんと取り入れまして、その中で人材育成プログラムというものを作りまして、その個人が自分の仕事の状態について、自分はこういう目標でやっているということと業務の内容、そういったものを上司が判断しまして、その業務遂行について上司がアドバイスをして、それをきちんとシートを使いまして評価しておりますので、この評価をすることによってきちんとした職員の人材育成というものがなされているものと思っております。

○議長

続いて、地域振興課長。

○地域振興課長

確かに、荒明議員言っておられるのは地域振興課のことだと思いますが、うちのほうも若い職員が多くてまだ経験もない者もおりますが、将来人事の異動とかそういうのがあれば、まだまだ柳津町の庁内には優秀は技術的知識を持った職員もおりますので、私は心配しておりません。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

それは大変ありがたい答弁だと思います。ただその中で、先ほど申し上げましたように、現在の課長さんたちは実際に自分が経験したことがあるわけです。若い職員の時。そのときの職員の教育と今の教育の根本的にここが違う、やっぱりここが違うんだ、研修センターに行って聞いたり、そういうので聞くものとはここが違うんだというようなことがあったらお答え願いたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

自治研修センターというものも今から大体20年前ぐらいにできたわけですが、自治研修センターそのものについては、我々上司というものは、各自治体によってそれぞれ地方自治体の特性とかいろいろありまして、それぞれ業務内容の手段、そういうものも違う部分があるわけです。そういったことで、福島県としては自治研修センターを設立して、行政に対する業務の遂行、そういったものをどういうふうにしたらいいかという目的で設置されているわけでありまして、我々もそういった自治研修センターの研修と上司からいろいろアドバイスを受けるといふことの二つの方面でやってきたわけで、自治体職員もずっと先輩があつて後輩ということで続いておりますので、今の職員がだめとかそういったものではなくて、それはずっと行政は継続しておりますので、その中で我々は町の行政機能がスムーズに効率的にいくように一生懸命やっているわけで、問題はその職員がいかにして業務に取り組むかという姿勢にかかっているのではないかと考えております。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

それは今課長が言われたとおり、最後は人間で決まるということに尽きるんだろうと思います。そういうことからしまして、町長は、町の職員教育について、先ほど答弁はあつたわけですがけれども、これ以外のことについて、おれはこうだと、そういう信念的なものがあれば伺いたいと思います。

そうした中のことから考えますと、町長の姿勢としてこのことについて話すならば、答弁されるわけですがけれども、町長の姿勢として考えた場合には、町長の報酬問題について、先だつては10%減額で決まったわけですがけれども、そういう姿勢ということから考えますと、これはいかがなものか。きのう若松の新しい市長は50%削減で4年間やりますと、そういう新聞報道があつたと先ほど聞いたわけですがけれども、そういうことからしますと、町長みずからが、職員教育をするにふさわしい言動を持っていくということがまた必要ではないかと思ひますが、どうですか。

○議長

町長。

○町長

私の姿勢は、町民との約束でありますので、それは厳粛に守っていきたくと思ひております。そしてまたみずからの活動によって町民に評価を受けたいと思ひております。そしてま

た今議員からおただしがありましたとおり、我が柳津町の職員は優秀であります。この課長たちが育て、また今日まで皆さんから育ててもらった一つの人材であります。私は本当に頼もしく思っております。そしてまた普段よりも本当に町民が危機感になったときのあの職員の態度、言動、行動、まさに私はそれを見て大変優秀であると思っております。これは、職員の教育というのはまさに意識の違い、意識の持ち方であると思っております。そしてまた私たちの欲目だと思えます。親というのは、子供を見ていてもいつまでも大人になったような気がしないのが親というものだと思えます。我々が見ていても不足のこともあります。そういうものについては順次それらについても教育をしながらやっているわけではありますが、今回、庁内を挙げてそれぞれの人材育成のために努力をしておりますので、これからの、課長含めてすべての職員に関して柳津町の双肩として十二分に役立つ職員であると認識をしております。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

そういうことからしまして常に頭に置いていただきたいと思えますことは、最後は人間で決まる、先ほど総務課長が申されたとおりであります。そういう意味からしますと、最近の職員採用の動向を見てみますと、総務課長ががんとして聞かないで方針をちゃんと貫き通したという話を伺いまして、さすが柳津町の町政をチェックする立場にある課長だなというふうに、実際にそう思っております。あとさらにそれを広げていった場合にどうなるかといった場合に、これは町長になります。それはなぜかといいますと、必ず批判される、あるいはいろいろな心配をされる根本にあるのは職員を採用するときの問題です。でありますから、あくまでも人間を採用するんだということで、いやしくも選挙対策などに惑わされることのないような対応をぜひともとっていただきたい。最後の最後で必ずそれに行き当たります。それらについて左右されないような職員採用の方針をとっていただければ、総務課長の今とった健全たる対応というものがやがてなるほどなという評価をされるときが必ず来ると私は確信しておりますので、その辺のことも町長としてしっかりとわきまえていただくようお願いしたいと思えますが、その決意のほどをお願いします。

○議長

答弁の前に、荒明議員、少し質問の趣旨から逸脱しかけておりますので、十分気をつけていただきたいと思えます。

答弁をお求めます。

町長。

○町長

今、職員採用のことが出ましたが、我々はそういったものには一切関知をしておりません。公平公正な立場の中で優秀な人材を取得するために一生懸命にやっているわけでありまして。それらについては複数の検査員がいて決めるわけでありまして、私の一存などは入っておりませんので、憶測で物を言ってもらっては困りますので、はっきりと物申しておきます。

○議長

補足して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

先ほど荒明議員から総務課長の一存で決めているみたいなのがちょっとニュアンスに聞こえましたので。職員の採用につきましては、1次試験の審査会というのを行いまして、その後2次試験の審査と面接ということで、これは公平に行っております。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

これは質問内容から離れるという話があるんですけども、町長の答弁を見ながら話をしているんです。私なりの情報を総合的に判断してそうだとということでありまして、まるきりでたらめを言っているわけではありませぬので、その辺はよろしくお願ひします。

4番目の議会行政視察について簡潔に質問いたします。

これは先般、7月18、19日、20日、3日間で九州に行ってきたわけでありまして。その中で私が感じたことは、二つの点を強く感じました。まず一つは、方針がしっかりしている、リーダーシップがちゃんとしているということでありまして。成功している例として。あともう一つは決意が違う。町長、決意が。腹の据えている気持ち全然違う。そういうことからしますと、町長、幾らいろんな答弁をしても、毎年毎年同じ条例案を出して10%削減だって来年まで出されたけれども、そういう話ではない。例えば5%なら5%でいいです。ちゃんと4年間なら4年間の方針としてこうだということを出している、気持ちとして、そういう根本的な腹の据え方が違う。リーダーシップが違う。やはりリーダーシップがきちんとしているということをお私に強く感じました。

そういうことからしますと、町長も反省することがあるのではないかと思うんですが、どうですか。

○議長

町長。

○町長

議会行政のことと逸脱しているような感じですが、質問されましたのでお答えしますが、立派な、荒明議員のようなリーダーシップをとれるような人がこの議会にはすべてでありますので、私は頼もしく思っております。私も腹を据えてやっておりますので、それらの心配はなさないでほしいと思います。私はあくまでも町民との約束の中で10%の減額をしますということで、それらについては適切にやっておりますので、心配なく思っていると思います。その見解の相違であります。あなたの目で、すべてを否定して見ている目には立派なリーダー、腹が据えているリーダーには見えないと私は思っておりますので、私は私で一生懸命腹を据えて町政に携わっております。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

力強い答弁ありがとうございます。

そういった中で、何でこの問題を取り上げたかといいますと、先ほど言ったように、内容としては非常に有意義な内容でありました。しかし、残念ながら全員参加できなかった。全員参加できなかった中であっての予算執行ということについてどう思うかという基本的な進言であります。その点についてお伺いします。

○議長

町長。

○町長

これはあくまでも予算としてとったものでありますので、その状況によっては変わることありますので、それは議会の問題でありますので、私は答弁としてはそのくらいであります。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

何でそういうことを言うかといいますと、執行部側として考えますと、必ずしも正常な姿でいったというふうには思っていないと思うんです。実際にいろんな情報を聞いていると思いますからそう申し上げますが、そういった中であって、町長は、議会のことだ議会のことだと言いますけれども、町長は議会も議長も全部経験しているわけです。だからそういうことをお伺いするわけであって、町長も出発するときに忙しいところ来てもらって見送りいただきました。そうした中であって一言も、全員参加ができなかった、残念だったとか残念でないとか、そういうことは一言も触れなかったということはいかなるものかなと私は率直に言って残念でした。何でかといいますと、この日の問題は、私は常に思っていることは、町長が悪いからおれたちはいい、議員がいいとか、執行部が悪いから議会がいいという考え方はとっていないということです。それが私の基本的な姿勢です。そういうことからしますと、自分たちが決めた派遣命令なんですけれども、それに従わない人が出たということは甚だ遺憾である。残念です。何でかといいますと、いまだかつて私の記憶にはありません。それはそういう話が出てくるのがおかしくない感じを私も持たないわけではないんです。ある意味においては、そういう勇気ある行動をとってこういう質問をこの場でして一石を投じる機会を与えてくれたということについては私は感謝しております。それは感謝しております。勇気ある行動をとるということはなかなかできないこともまた事実であります。そういうことからしまして、予算的に7万何がしの予算は余るわけでありますが、そういう状況についてどのような感じを持っているかということでもあります。

○議長

議員、これは今さらいきさつを話してもいられないんですけれども、予算に対しても我々が精査して上程して、我々がその予算を認めたわけです。その執行に対して町長は最初の答弁できちっとしているわけですから、今回の質問の趣旨を考えたときに、少し趣旨が全く違った方向に行っていると私は感じますので、質問の内容をぜひ変えていただきたいと思えます。でなければ質問を終わりにしていただきたいと思えます。

8番、荒明正一君。

○8番

それならば、一步前進させた質問をいたします。

こういういろんな経験をした上で今回の問題について考えてみますと、執行部側としても議会に対してボールを投げてもいいのではないかと、議会側の監視だけを受けるということではなくて、議会のほうからもこうではないかと、総務課長は5年間も議会事務局長としてお

られるわけでありますから、経験をしたわけでありますから、そういう意味からも、そういうことがあってもいいのではないか。そこで提案なんですけれども、今までは全員ほとんど議員だけで行政視察をやっていたわけであります。しかし、これから先を考えた場合に、4年間全部そうしたほうがいいことは私も申し上げませんが、専門家、例えば今回でありますと旅館ですから旅館組合の方の代表なり、あるいは行かれる人がみんな行ってもいいと思うんです。そういうことも少なくともやってみてもいいのではないのかなど。何で今回こういう問題が起きたかという、一つには、私たちには執行権というものは当然ないわけです。行って旅館がそれを実行するかと、そういうことはないわけです。実行する人とともに研修するということが非常に大きなメリットになるのではないかと思います、その辺の見解を伺います。

○議長

荒明議員、ご存じだと思いますけれども、我々の先輩議員、過去の議会において、担当職員、あるいは町長も研修に参加した経緯は幾らでもありますので、初めてのケースでは全くありませんので、その辺きちんと調査した上で質問をしていただきたいと思います。（「だから、今のこういう状態の中で、それに対してどう思うか。過去にあったらあったでそれはそれでいい」の声あり）

総務課長。

○総務課長

議会行政視察につきましては、それぞれ議会で企画立案をしまして、議会活動として組織で行政視察を行っておりますので、その方法、内容等については十分議会の中で協議をしてもらって、そういったことを検討してもらえば私はそれで結構だというふうに理解をしております。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

最後に申し上げます。

これについては結局、何でこういうことを言うかといいますと、少なくとも我々は議会をチェックする立場にあるわけです。執行部を見ているわけです。そうした中であって、いやしくも自分たちで決めたことに行かないということは、自分みずからが、議会そのものが自分のことをチェックできないのではないかと、それを私は心配しているんです。ちゃんとや

っていないのではないかという話になるわけですが、そうではない。やはり自分たちのことをちゃんとチェックできて初めてチェックできているということになる。そういった中で今のような状態の中の予算執行というものはいかがに考えているかということがあっているわけでありまして、それについて答弁を願って、あと終わります。

○議長

最後の答弁をお願いします。

○町長

荒明議員に申し上げます。

あくまでも議会行政視察でありますので、これについて今有意義な視察を行ったということをお聞きしました。それならば、同僚議員としてこういったことがよかったよということと相手にそれを報告して、理解を得ながら、今度参加をしてみんなで士気を高めましょうということが議員の一つの方向であると、私はそういう認識をしております。

○議長

荒明議員の質問時間が残っておりますけれども、議長権限において、これをもって荒明正一君の質問を終わりたいと思います。

◇ ◇ ◇

○議長

暫時休議をいたします。

再開を3時15分からいたします。(午後3時03分)

○議長

それでは、議事を再開いたします。(午後3時13分)

◇ ◇ ◇

○議長

それでは、齋藤正志君の登壇を許します。

1番、齋藤正志君。

○1番(登壇)

では、既に通知してありますように、次の5件について、一部さきの質問に重複するところがありますが、質問させていただきます。

1、あいづダストセンターに持ち込まれた、放射線を出す物質の今後の管理について。

セシウム137の半減期は30年と長いため、一度持ち込まれたごみをその場所にとどめ置く

とすれば、長い期間危険な物質とつき合っていかなければならない。管理、監視を含めた町の取り組み方と、県または国に対する姿勢と要望を伺います。

2、観光客の誘致について。

柳津町の主産業でもある観光もトップシーズンを迎えるわけであります。本年は震災による原発事故、そして今回の水害における国道252号線、そして只見線の一部不通により厳しい状況となっているが、町の取り組みを伺います。

3、農産物の風評被害について。

主生産物である柳津町の米の収穫期となりますが、本年は放射能による風評被害、水害による一部米の品質低下等、直接収入にかかわる問題が発生するおそれがありますが、町の対策、または支援があるのか伺います。

4、災害の見舞金についてであります。

火災における見舞金については町には規定があるそうでありますが、水害についてないとのこと。水災にしても今回いろいろな補助事業も考えられておるということではありますが、被災者の見舞金があってはどうか。また火災の見舞金の金額などは今の感覚に合っているのか伺います。

5、第5次町振興計画の目標の中の交通安全と防災対策について。

安心・安全なまちづくりの中で、町の目標値が交通事故件数及び死傷者数が本来ゼロであるべきと思うが、また、犯罪件数の目標もゼロでないのはどうかと思うが、どのように考えているのかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

1番、齋藤議員にお答えをいたします。

まず、1点目であります。あいづダストセンターに持ち込まれた放射線を出す物質の今後の管理についてであります。

あいづダストセンターに搬入され、埋め立てられましたセシウムを含む下水道汚泥については、毎月1回抜き打ちで役場立ち会いのもと測定を実施しております。さらに、福島県災害対策本部の原子力班による測定調査が、これまで5月2日と8月17日の2回実施をされて

いるところであります。現在、基準値を超える値は検出されておらず、健康に悪影響を及ぼす状況ではないとされておるところでありますが、セシウム137の半減期は30年という長期にわたりますので、これらの管理について、引き続き厳重に監視をしていきたい、そのような考えを持っております。そしてまた国、県に対して、明確、的確な指針の策定を強く要望してまいりたい、そのような考えをもっております。

二つ目であります。観光客の誘致についてであります。観光客の誘客については、東日本大震災風評被害対策会議を設置し、観光関係団体と協議し、関係団体の意見等を取り入れ、柳津町を応援していただいております首都圏、隣接県の方々とタイアップして、特産品、農産物の販売を初め、町の観光PRを行ってまいりました。しかし、7月末の新潟・福島豪雨により、JR只見線、国道252の線の交通が遮断され、只見町を経由する新潟方面からの観光客の見込み数が全然見込めなくなった次第であります。風評対策会議の意見を踏まえて、首都圏、隣接県での観光PRを強化していきたいと考えております。

そして、3番目であります。農産物の風評被害についてであります。米の収入に直接かわる問題が発生するおそれがありますが、町の対策、支援はあるかという質問であります。まず、作表指数については「平年並み」から「やや良」ということで、期待感を持てる状況にあると認識をしております。また、農家の戸別所得補償の交付単価の策定基準になる水稲10アール当たり平年収量について、農林水産省は、平成23年産水稲の全国平年の収量を平成22年産と同じ530キロに設定をしております。

そこで、品質はどうなのかということですが、早期出荷米の検査の結果、放射能の物質は検出限界未満値であり、品質とも昨年並みであるということになっております。今後の米の放射能（セシウム）検査については、福島県が主体となり、予備調査を9月13日に実施し16日に発表するようになっております。本調査については9月22日に実施し23日に発表という予定になっております。これが連休になりますので、17日の朝、防災無線によって町内にその結果を説明したいと思っております。早期出荷米同様の結果が出るものと期待をしているところでありますが、またJA会津みどりも独自で6カ所を検査する予定となっております。

対策、また支援についてであります。風評被害に係る落ち込み分については、JA会津みどりが一括して対策を講じていく考え方であります。水害による流出、減収につきましては、農業共済組合によりそれぞれ補てんされることになっておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

四つ目の災害見舞金であります。

災害に対する町の支援制度は、災害弔慰金の支給等に関する条例、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、柳津町火災見舞金支給規則により行っておるところであります。町の支援には災害に対する弔慰金と火災に対する見舞金がありますが、水害に対する見舞金の制度はございません。町としてこのたびの水害については住まいづくり支援事業を拡大して支援することなどを検討し、浸水等の被害を受けた方に、住宅、店舗、設備等の修復経費の補助金15万円を限度額として新たに豪雨災害補助事業を創設して支援をいたします。

火災の見舞金であります。これは被災者の生活再建を支援するものではなくて、被災者に対する当面の生活を援助するための見舞金制度でありますので、継続をしてまいりたいと思っております。

五つ目の第5次町振興計画の目標についてであります。本年策定をいたしました第5次柳津町振興計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間を目標とした基本的な町政の総合計画の経営指針となるものであります。その中で、基本計画として平成23年度から27年度までの5年間で行う取り組み方針、役割分担、目標値を設定して、計画的に推進するために策定したものであります。

その中で、交通安全の推進、そして防犯対策の推進の目標値がゼロであるべきということですが、事故件数、また犯罪件数をなくすための重点施策に掲げて取り組むこととしており、現状の数値から5年後の目標値を設定しておりますので、5年間で必ずしもゼロということではないと思っております。そういった中で、ゼロは目指すべきだと思っております。

施策の最終目標は事故件数、犯罪件数のない、だれもが安心して暮らせる町づくりでありますので、町民一丸となってこの推進に努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長

これより、再質問を許します。

1番、齋藤正志君。

○1番

あいづダストセンターに運び込まれたごみでございますが、先ほど来随分質問がありまして、自分なりに理解したつもりであります。問題なのはこの溶融ダストと言われる6.7トンのごみだと私は考えるわけでありまして。これが燃やしたわけでございますので、30倍に濃

縮されているということです。直近で出たこのダストからは、こちらには入っていないごみからは、さっき小林議員が言っていましたが30万ベクレルを超える数値のものがある。国の基準では10万ベクレルを超えるものに関してはコンクリート遮蔽ということであります。ということで、10万ベクレルを超えるものが入っているのではないかとと思われるわけですが、国の基準を超えているものがあるとすれば、この間の住民説明会の中で掘り起こしはしないということを業者も言っておりましたが、私はここをやはり精査して数値をはっきりして、やはり国の基準を超えているのであれば、超えたなりの処理の仕方があるべきであると思うんです。その辺を不明のままにしてとどめ置くということは非常に私たちも不安でありますし、わずか6.7トンなんですありますが、ここにいい細胞があっても一つがん細胞のようなものがあればやはり不安は、ましてセシウム137、先ほどから言っていますように半減期は30年、長きにわたりあるわけでございますので、この辺はやはり国または県に要望して、きちんと対応をしていただくのがよいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長

町長。

○町長

1番議員にお答えをいたします。

まさにそういう事実が判明した場合には、国なり県なりの方法としてやっているものにはしてもらおうということは、はっきりと町の要請をしていきたい。

なお、経過につきましては、担当課長の町民課長から申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

ただいまの1番議員の内容でございますが、これらについては、県中の浄化センターから出ております。これらについては溶融ダストということで、燃えがらということで、当然かなりの倍数になっているかと思えます。今回国のほうで指針を出した8,000ベクレルというのが6月16日であります。実際に溶融ダストを持ち込まれた日にちというのが3月31日の3.74トンと4月12日の3.06トンの6.8トンということであります。町といたしましても、この前の報告会でもお話をしましたが、今その場所についても限定してあります。大体5メートル、5メートルの升の中ですべて管理できているような内容となっております、当初5

月1日のときに私たちのほうで簡易に調査した段階において0.74という数値が出ております。それらについては、空中の1メートルのマイクロシーベルトの計測であります。これらについても県のほうとよく相談をした中で、やはりこれらを見守っていくというような方向づけを町では持っていきたいと考えております。直近におきましてもだんだん下がっているような状況であります。やはり先ほど議員からお話ありますように、セシウム137については30年という長きの部分でありますので、これらについては十分町としても監視体制をして進めていきたい。

町長が先ほどからお話ししていますように、管理体制の中で私たちも抜き打ちでやっておりますが、これらについてもあわせて数値が高くなった場合についてはそれなりの対応策を考えていきたいという考え方を持っております。以上です。

○議長

1番、齋藤正志君。

○1番

そうしますと、やはりこのまま見守っていくという方向づけのようではありますが、国の基準を超えたものがあるかもしれない、しつこくなりますけれども、本当であればコンクリートで遮蔽しなければいけないかもしれないものがあるにもかかわらず、国の処理方法と違う方法で埋められているものをそのまま放置することが安全につながるのかというような意味では、私は違うと思うんです。だから、放射線と放射能は違うんです。放射線というのは放射能から出るものが放射線。放射性物質を含んだものが放射能でございますので、やはり放射能を出すものがそこにある以上、それがどういうものなのかというものはやはり調べる必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長

町長。

○町長

これは県も国もそうですが、基準値を超える場合にはそれに対する対応策がありますので、それらはきちんと町としても県、国に要請をして、それらは国の責任で、県の責任でやっていただく、これは我々として町として要請できますので、きちんとやっていきたいと思っております。

○議長

1番、齋藤正志君。

○1番

一生懸命に皆さんやっただいてはわかります。基本的にこのごみを何とかきれいにして、町全体が町民に対して安全宣言が出せるような、そのような方策をとっていただきたいと思います。強く要望しておきます。

そして2番、観光客の誘致についてでございます。

このような形で震災等ありまして、誘客、非常に大変難しいということでございますが、やはり柳津町はいで湯と信仰とスポーツの文化の香り高い町であると、私も自負しているわけでありまして。最近このPRにもマンネリ化とかはあるのかどうかはちょっとわかりませんが、具体的な何か方策、指針はあるのかお聞きしたいと思います。

○議長

町長。

○町長

1番議員にお答えをいたします。

ことしも柳津町としての交流人口の拡大のために施策は練っていたわけですが、これらの災害によって本当に出鼻をくじかれたということで方針を変えました。すべての面で、風評被害対策の中でも首都圏に、そして近隣の県にやはりこっちから打って出ようということで柳津町の宣伝をしております。そしてまた物産もしております。そしてまた我々の組織でもあります奥会津の協議会、これらも一緒になりながらやっております。そしてまた柳津町は奥会津の団体ともやっていますが、霊地観光という一つの組織もございます。それらとも連携をしながら、首都圏において柳津町の宣伝を、そして会津の宣伝をしているということでもあります。

今議員がおっしゃったように、やはりお客様が来て初めて効果が出る町でありますので、それらはことしは十二分に下地をつくって、そして来れるような体制として十二分に充電をしていくべきであると思っています。そして昨年、一応計画としてですが、門前サミットに議員の皆さんにも行っていただいて、柳津町が第10回の門前サミットの担当を引き受けてまいりました。それも何とか来年度できれば実施をして、安全宣言と一緒に柳津町に全国から皆さんに来てもらうような対策をしていきたい。それがことし何とか皆さんで協議会を立ち上げて実施の方向でもっていききたいなと思っています。

そしてまた奥会津5町村の中でも、それぞれ5町村を活用した風光明媚な道路と只見川、JR線を利用してみんなでこの街道を走ろうというようなことで計画をしてみました、それ

が大変な災害になってしまっていて、これらもとんざしてしまいましたので、これらをまた復興のためにみんなで盛り上げて、何とかできるような対策として講じてまいりたい。それによって、この奥会津を広くPRしていく、そんなふうな面持ちも持っているところでもありますので、何とかことしは下地をつくって、多くの皆さんが来れるような条件づくりをしたいと思います。

○議長

1 番、齋藤正志君。

○1 番

手前みそではあるんですが、先日スポーツ新聞社の部長さんとお話する機会がありまして、私は相撲甚句で裸踊りをしているんだという話をしたところ、ぜひ取材に来たいと、私の権限でもうこれは出せるような文化であるという好評をいただきまして、11月の文化祭ぐらいしかことしは踊るところがないなということでお話をしていたところでございますが、ぜひその際は連絡をくださいということでお話をいただきました。当部落の相撲甚句であります、町からのバックアップもいただいてずっとやってきたわけではありますが、これに関連して、今回町の充電期間であるという町長のお話であります、こういう機会に全国紙で紹介していただいて、そして何かこれにイベントをぶつけて、近いところではあります、もし何かどこかで踊れるようなときがあれば踊って、ぜひ紹介していただきたいというようなことであるんでありますが、町とのそういう意味での協力はいただけるのかお伺いします。

○議長

町長。

○町長

所沢の相撲甚句も柳津町の文化の一つであります。そしてまた地域づくりの一つでもありますので柳津町の資源であります。こういったものを活用しながら、ぜひ首都圏の中で素朴な郷土芸能として皆さんに知ってもらい、そういう対策については相乗効果を上げていきたいと思っております。

○議長

1 番、齋藤正志君。

○1 番

ぜひそのようにバックアップをお願いしたいと思います。豆まき等で栃東関にいらしていたりとか、そういったことで相撲にも非常に、ちょうどつき合いがあるわけござい

ますので、何かうまいこと考えていただければ、私たちも一生懸命頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

3番の農産物の風評被害に移らせていただきます。

ことし放射性物質が米から出るかどうか、まだ今すぐはわからない状況ですが、出ないことを私も祈っております。結果と対応によっては、来年もセシウムとはつき合っていかなければいけないわけですが、対応によっては離農者が出るようなことはないのかということも含めて、町のほうでの何か対策はあるのかお聞きしたいと思います。

○議長

町長。

○町長

なお今1番議員にお答えしますが、結果的には今いい状態を維持しております。確かに早場米についても問題がなかった、今回ひとめぼれが今坪刈りを終わってやっているわけですが、恐らく16日も結果的には大丈夫であろうと思っております。そしてまた今そのような結果が出た場合には、対策として町としても農協とタイアップをしながら進めていきたい、そしてまた農家の皆さんの意欲を損ねないように、十二分に町としても対応していきたいと思っております。

○議長

1番、齋藤正志君。

○1番

きのうの新聞だったと思いました。キノコについては野生のものは取って食ってはいけないというようなことが出ておりました。柳津ももちろんいろんなキノコが出ます。マツタケ、シシタケ、大変おいしいキノコであります。私も大好きであります。こういったものを摂取すると、やはりキノコに関しては非常にセシウムが付着しやすいということで前から言われていたわけです。露地物のシイタケ、そういったものに関しても郡山のほうではもうシイタケ農家がバンザイというようなことでございますが、こういったものを扱っている生産者の方もいらっしゃると思うんですが、この生産者に対する対策と、あと露地物のキノコが出回らないというのは、これは一人一人の良識と判断にもよるところはあるんでしょうが、やはり行政指導という部分で、これを売ってしまったということでは済まない部分があると思っておりますので、その辺の対策をお伺いいたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

シイタケについてですが、シイタケは自家用栽培が柳津町ではほとんどでございます。ただ、物産館には出ている部分がありますので、今後生産者とともに検査とかそういうにも検討しながら、放射線がどうなのかということ調べていきたいと思っております。

○議長

1 番、齋藤正志君。

○1 番

そうなってくると、やはり露地物が非常に心配であるわけでありますが、キノコを売っているところがあると思うんです。持ち込む人もいると思うんですが、町としてだめであるということをややはり行政指導の中で通達するような方法があったほうが私はいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長

町長。

○町長

1 番議員にお答えをします。

風評被害等、これらの数量的なものが昨年度から見てすべてがわかるといいんです。そうしますと、これらは原子力関係の風評被害によって害されたものであるということが、昨年の出荷の数量と金額等が明白に出れば、それに対しての補償というものも出るわけですが、柳津の場合、残念ながらそこまで行っていない、皆さん個人個人の申告でやっておりますので、なかなかつかめないということが現状であります。そういった意味では、今1番議員が心配されるような状況がありますので、私どものほうから指導をして、そしてまた生産者と、売り手のほうのきちんとした方法をとって指導をしてまいりたいと思っております。もう既に一部のキノコは出ておりますので、早目に対応していかないといけないと思いますので、終わり次第、早速指導等、そしてまた皆さんに啓蒙していきたいと思えます。

○議長

1 番、齋藤正志君。

○1 番

ぜひそのように、露地物で野生のものがことしは流通しないようお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

災害の見舞い金についてですが、先ほど町としては支援事業を拡大して今回の水害にあたった方を支援していくというお話でございました。これは非常にいいことだと思います。ただ、同じ災害でございますので、災い——いつ起こるかわからないものであります。こういったものに対して、私は被災しませんでした、こんなときに水だけでは何も出ないのかというようなお話も、直すのであればお金出すけれども、直さない人できれいにしただけだったら何もないのかというようなお話も多々聞くわけでございます。こういったものがあれば、確かに水害となると数も多くなることもありますから予算的にも大きなものになってしまう可能性もありますが、ぜひその辺をご検討いただけると今後よろしいかと思うんですが、検討の余地はありますでしょうか。

○議長

町長。

○町長

1 番議員にお答えをいたします。

この見舞金制度ですが、火災の場合には、ここに第1回目の答弁でやりましたが、あくまでも見舞金として生活の援助でありますので、この金額についてはいずれの町村も同じであります。これらについては見直すというか、これを継続していきたいと思っています。

そして、昨年の地震災害がありました。柳津町は災害がちょっとあったわけなんです、これらについて見舞金等については、今議員が心配されたように多く災害があった場合には大変な財政支出になりますので、これらは慎重に対処していきたい。

そして見直しであります、これから防災会議というものもあります。そういった中で、他の町村の内情も聞いております。そういった中で100万を超える場合には幾らとか、そういう町村もあります。そういったこともこれから高齢化していく中には大切な、考えていかなければならないものかなど、そんなふうにも思っていますが、いろんな分野から意見を聞きながら対応をしてみたいと思っています。すぐさまその見舞金が創設されるかどうかということではあります、意見の集約はしていきたいと思っています。

そして、地震災害のときもそうなんです、義援金というものが柳津町に来ております。それらについては災害等の頻度によってであります、それらを配分したいと思っていますので、それらについての会議もまとめ次第にやっ、皆さんに分配をしていきたい、そんな考えであります。

なお、詳細につきましては総務課長より補足説明させます。

○議長

総務課長。

○総務課長

今町長から見舞金制度、その他について説明があったわけですが、災害に対する見舞金ということで、今回庁内において検討いたしました。その中で、住まいづくり支援事業の拡大とか、そういうようなことでいろいろ検討しまして、今回は被災にあたられた方に対して新たに防災ということで、見舞金ではなくて、15万円を限度とした支援ということで出すようにしたわけです。

それと、今回の災害によりまして、町のほうに義援金という形で皆様から寄せられておりますので、その義援金については被災を受けられた方に対して、今後配分委員会を設置しまして、被災された方にその義援金をもとにしまして見舞金という形で今後検討してまいりたいと思っております。

○議長

1 番、齋藤正志君。

○1 番

その義援金、ちなみにどのくらい集まっているものなのでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

今現在では、たしか100万近く集まっております。

○議長

1 番、齋藤正志君。

○1 番

ぜひ公平な配分をお願いしたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

第5次町振興計画の目標ということで、私ちょっとこれ見ていまして、やはり自分が工場なんかにも少しいたことがあったもので、ちょっと腑に落ちないところがあったんです。いろんなところに行きますと、基本的に毎日事故ゼロでいこう、ゼロ災でいこうとよく耳にします。300小さな事故があると大きな事故が30件ある、30件の中の1件が重大な事故で死亡

事故につながる、いつもそういうように口酸っぱく言われて我々も育ってきたわけなんです、町の交通安全、いみじくもうちの子供も去年事故に遭ってしまったわけで、大変申しわけなかったんでありますが、やはり事故はゼロ目標がいいのではないかなと、単純に思った次第であります。やはりこういう目標は高く、老人、子供、みんな交通事故に遭わない、そういう町づくりのほうが、ましてや防犯、重大な事故につながらなければいいなという思いがあって、町民の意識が少し上がればいいなということでは意識が低いのではないかと考えて、あえてきょうここで話しさせていただいたわけですが、町長の見識をお伺いします。

○議長

町長。

○町長

齋藤議員にお答えをいたします。

この資料に見ても、いじめ関係はゼロ、そしてまた青少年に関することもゼロということでもありますので、やはり我々、町民の安心安全を考えれば、議員のおただしのようにゼロを目標にしてやるべきだと思っておりますので、これらについては皆さんとの話し合いをもとにするよりも、私たちの目標としてゼロを掲げていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長

1 番、齋藤正志君。

○1 番

ぜひそのようにしていただいて、意識の高い、ゼロ災害でいく町づくり、そして安全安心な町づくりを、執行部、我々も一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上をもって、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長

これをもって齋藤正志君の質問を終わります。

次に、羽賀 弘君の登壇を許します。

5 番、羽賀 弘君。

○5 番（登壇）

通告しておきました質問をいたします。

第5次柳津町振興計画の基本政策「連携と交流によるにぎわいのあるまちづくり」について。

①施策の「道路ネットワークの充実」についてですが、東日本大震災、そして今回の豪雨災害によって、今年度の事業、また振興計画自体の見直し、変更などを考えておられるのか伺います。

②施策の「公共交通ネットワークの充実」についてですが、町民バス運行事業以外に新事業を考えておられるのかお伺いいたします。

③施策の「情報通信ネットワークの充実・活用」と「交流・移住・定住の促進」については、各事業の進捗状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上、1件3点について質問いたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

5番、羽賀議員にお答えをいたします。

なお、重複するようなところもあると思いますが、お許しをいただきたいと思います。

第5次柳津町振興計画の基本施策「連携と交流によるにぎわいのあるまちづくり」ということであります。その1点目の道路ネットワークの充実についてということであります。

柳津町は、新潟・福島豪雨により甚大な被害を受け、全力で復旧計画を立てているところであります。ちょうど五疊敷大成沢線の大字牧沢地内の橋梁の予備設計を計画していましたが、地滑り指定区域を通過するため、福島県との協議に時間を要するので、計画を次年度以降として、災害復旧の早期完成を図りたいと思っております。また、振興計画の見直しでございますが、3月に振興計画審議会より答申を受け、まだ6カ月しか経過しておりませんので、現在ではその見直しというものは考えておりません。

それから、二つ目であります。公共交通ネットワークの充実についてであります。町においては、町内を結ぶ公共交通機関がありませんでしたので、通勤・通学等を路線バス、スクールバスで補っておりましたが、平成22年度から、高齢者等交通弱者を含め町民の利便性を考慮して、町内の公共交通機関として町民バスを運行しました。運行してまだ2年目でありますので、運行状況を検証しながら継続をしてみたいと思っております。新たな交通

機関としては今のところ考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

三つ目であります。情報通信ネットワークの充実・活用と交流・移住・定住の促進についてであります。携帯電話、光通信ネットであります。携帯電話の不通話地域の解消に努めてまいりました。本庁地区は、一部を除いて解消され、支所地区におきましては、現在牧沢、琵琶首地区の通信用鉄塔を整備しております。そしてまた、四ツ谷、高森地区は今年度中に整備をいたしたいと思ひますので、これにより柳津町のほぼ全域が不通話地域の解消がされると思ひております。そしてまた光ファイバー網の整備が昨年度完了しましたので、今後加入促進に努めてまいりたいと思ひております。

次に、交流・移住・定住であります。グリーンツーリズム事業や都市交流事業などで、湘南鷹取地区や久保田地区の棚田オーナー制度など、地域の伝統事業や農業体験活動を通じて地域の方と交流をしております。定住の促進については、空き家情報をインターネットで情報提供や都市との交流事業をしておりますが、照会はあるが定住するまでには至っておりませんので、今後とも努力をしまひたいと思ひております。

以上であります。

○議長

これより、再質問を許します。

5番、羽賀 弘君。

○5番

振興計画の見直しについては、答申から6カ月しかたっていないから現在考えていないということなんですけれども、その6カ月の間に震災があつて原発事故による風評被害があつて、それでまた7月の豪雨災害があつて、そういったことがあつたにもかかわらず、実際答申していただいたわけで、それに準じて行政を行っていくということなんですけれども、実際それを一から検証してみても、今の現状に合っているのか、風評被害といつても1カ月でおさまるわけではないし、10年、20年もしかしたらかかるかもしれないので、その辺、今現在、町長、どういうふうにお考えをされているのか伺ひます。

○議長

町長。

○町長

5番議員にお答えをいたします。

まさにご説のとおり、今回の振興計画を策定してから本当に想定外のことばかりが起きて

いるわけです。羽賀議員がおっしゃるとおり、このままの状態では本当によいかと言われるれば、まさにそのとおりであると思っております。その中で、対策としてありますが、これらについては目標値を定めながら、その目標に向かって今鋭意努力しているわけですが、そのような災害が起きてこれを阻害していることは間違いありません。そういった意味で、見直しというのは検証すべきであろうと、これは議員のおただしのとおりであると思っております。

事業に関しまして、振興計画そのものに対してはこれによってやっていきたいと思っておりますが、今委員の皆さんとの話をしながら検証すべきことは検証すべきだと思っておりますので、議員のおただしの件については、十二分に検討をさせていただきたいと思っております。

○議長

5番、羽賀 弘君。

○5番

はい。了解いたしました。

①道路ネットワークの充実について、ちょっと突っ込んでお聞きしたいんですけども、町長はどの道路の整備を特に重要視していきたいと考えておられますか。

○議長

町長。

○町長

私は特にですが、これからの動脈として柳津昭和線、これはきちんとした道路にしていきたいと思っております。いずれにしても、道路そのものは必要な道路であります。この一つの柳津の動脈でありますので、柳津昭和線は特に重きを置いていきたいと思っております。

○議長

5番、羽賀 弘君。

○5番

今の答弁をお聞きすると心強い話なんではありますが、実際23年度の重点事業調書の事業費を見ると、町道八坂野大野線の改良事業が23年度の当初予算でも6,100万、断トツなんです。産業厚生常任委員として何度か現地を視察していますけれども、それに担当職員にも話をお聞きしています。実際地滑り等のリスクがあったり、そういったことで工事も予定どおり進んでいないし、そのリスクによって事業費も当然ふえてきていると思うんです。第一、いつ道路が実際に改良が終わって開通する見込みだと掲げているのかお伺いいたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、羽賀議員にお答えします。

23年度の調書にはたしか6,000万という数字が挙がっておりますが、実際交付金として八坂野大野線にきているのは3,500万程度でございます。それで、今大変なあの地滑り規制地帯を通過するために時間を要しているわけなんです、やはりあと何年といってもなかなかあれなんです、今2車線で進めていますが、ある程度大野新田から下の八坂野側に行った段階から計画案を見直しまして、今現在7メートルで進めていますが、5メートルにしまして、それから八坂野に向けて進めていくということを考えております。やはり片方河川で片一方が山という急峻な地形でございますので、15年くらいは今から想定しないとできないのではないかと考えております。

ただ、この道路ができることにより、柳津町の町内から高田、新鶴方面に行く方の車両は多くなると確信しております。

以上です。

○議長

5番、羽賀 弘君。

○5番

今15年ということなんですけれども、今年度までで10年やってきているわけです。プラス15年ということでしょうか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

今私が説明したとおり、河川が砂防指定地になっております。山側も急峻であります。そして橋梁もそのうち3町くらいは出てきますので、やはり15年の年数は必要でないかと思っております。

○議長

5番、羽賀 弘君。

○5番

平成14年度から事業が始まっているわけなんですけれども、全部事業費調べたんですが、大体

10年間で3億700万かかっているわけです。ことしの分まで入れると3億700万プラス、実際3,500万ということですから3億3,000万、実際広域への連絡道にもなって、町内から広域農道を通して出勤ないしに便利であるということですから、費用対効果の観点で考えたら実際どうなのか、そう言うからには実際交通量を測定したりとか、実際今そちらを通して仕事に行っている方が何名いるとか、そういったことも実際資料として持った上でないと正当性とか必要性とか、今行政評価をやっている中で、憶測で「であろう」ではちょっと正当性に欠けると思うんです。その辺どうお考えでしょうか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまの費用対効果の件ですが、費用対効果からいきますと、やはり0.1を割るというような数字になるかと思えます。ただ、広域農道を開通したときに交通量調査をやっております。それで、当時で1,200台くらい日中交通量ありました。そこから今度大野新田を通過して柳津町にどのくらい入ってくるのかということはまだやっておりませんが、道路の交通量の見込みというのは大体3割くらいはこちらに入ってくるのではないかと思います。今の交通量はかなり、広域農道につきましては多くなっておると思えます。

また、この前の大震災のときも252が、役場の前が通行どめになるということで、迂回路の点検としましても、広域農道はもちろん八坂野から大野新田の道路がどうなのか、その辺も迂回路としても必要な部分も出てきますので、ただ単に費用対効果だけでは道路の整備は進まないとは考えております。

○議長

5番、羽賀 弘君。

○5番

振興課長の発言ごもっともだと思います。ただ、実際コミュニティとしても、去年だったか、小規模・高齢化集落支援モデル事業で大野地区と大野新田地区が農産物の生育に関して手伝ったり手伝われたりということで新聞にも載ったかと思うんですけれども、そういったことだけでは言いがたいのかもしれませんが、これから先、ひもつきの交付金ではなくて一括交付金になった場合に、どれに優先順位をつけて実際町民すべての人のために行政を行っていくかという観点から考えたら、あと15年、それも定かではない年数で、しかもそんなに費用対効果も高くなくてとなったら、行政評価、事務事業のそういったシートに照らし合

わせたらずっ先に削られるような事業ではないかと私は思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

冬期間、大野と入田沢、あの間は特に雪崩が頻発している状態でございます。それで、そこが通行どめになれば、やはり八坂野から大野新田を経由して美里町、若松方面に行くのには欠かせない道路なのかなと思っております。

○議長

5番、羽賀 弘君。

○5番

今現状でも通行されている方はいらっしゃるわけですよ。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

八坂野と大野新田間、どれだけの方が今通行してるかはまだ私は調べてはおりませんが、やはり道路の状態とかそういうものが、問い合わせが町のほうにもありますので、結構な方が通っておると思っております。

○議長

5番、羽賀 弘君。

○5番

今現在、改良が進んでいなくても通れる道幅があって、実際利用されている方がいるのであれば、実際今その工事をストップしても迂回路に成り得る話なわけだし、特に問題はないと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

迂回路として、今の状態ですとやはり冬期間が一番問題になってきます。それと、あそこには八坂野地区の用水路とか、そういう管理する道路しても重要な位置づけとなっております。

○議長

5番、羽賀 弘君。

○5番

わかりました。実際、先ほど同僚議員も申しあげましたけれども、チェックするところはチェックして、見直すところは見直して、せっかく行政評価、事務事業の評価をしているわけですから、それに沿った無駄遣いのない町行政を望みます。

以上で質問を終わります。

○議長

答弁は。（「結構です」の声あり）

これをもって羽賀 弘君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議をいたします。

再開を、大変恐縮ですけれども4時20分からとさせていただきます。（午後4時12分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午後4時20分）

◇

◇

◇

○議長

次に、鈴木吉信君の登壇を許します。

6番、鈴木吉信君。

○6番（登壇）

次の2点について質問をいたします。

豪雨災害にかかわる県道・町道の安全確保について。

7月の豪雨災害により、県道会津若松三島線、会津高田柳津線、また町道五疊敷大成沢線、長坂砂子原線と、多くの路線にて災害が発生し、当民の生活に対し大きな支障をきたしております。今後どのような対応をされ、復旧されるのか伺います。

二つ目、町の介護保険事業施策について。

町は、平成24年度から平成26年度までの3カ年を第5次柳津町介護保険事業計画として、平成23年度中に計画を策定することとなっていると思いますが、町民の、また西山地区の要望として、介護入所施設の整備が望まれておりますが、今後の町の対応を伺います。

以上の2点についてお願いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、6番、鈴木議員にお答えをいたします。

豪雨災害に係る県道、町道の安全確保についてであります。

豪雨災害に係る県道、町道の安全確保でございますが、会津若松三島線については既に応急本工事に着工をしております。降雪前に完成を目指して施工しております。会津高田柳津線は、崩落箇所に大型の土のうを設置して安全の確保をしておりますが、今後については県と協議をしたいと思っております。その中で五叉路の件でございますが、ここに融雪の工事が入る予定でありますので、ご承知おきをお願いしたいと思います。そしてまた今後については県と協議をしていきますが、通行どめであった町道の3路線については応急本工事が9月8日に契約が完了しておりますので、災害査定が終了次第、早期の発注をして早期完了を目指していきたいと思っております。

2番目であります。町の介護保険事業施策についてであります。現在町では第6次柳津町高齢者福祉計画、第5次柳津町介護保険事業計画策定に向けて作業を進めているところであります。介護入所施設として平成26年度の開所を目指して、特別養護老人ホームの整備を進めていく考えでおるわけですが、先ほど小林議員にも答弁をしたとおり、いろんな状況が変化をしておりますので、これら鋭意努力をしていきたいと思っております。規模については介護保険料に大きく影響しますので、現在慎重に検討中でありまして、決定次第議会の皆さんとも話をしながら、そしてまたいろんなご助言、報告をしながら、ご協力をいただきたいと思います、そのような考えを持っております。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

6番、鈴木吉信君。

○6番

先ほど来同僚議員が細部にわたりましては、全部ほとんどいいところはとられてしまって余り質問するにも用意してきたものが役に立たないような状況なんです、私は細かいこと

は捨てまして、人間味のある、地域の住民の代表として、町長または振興課長等に伺いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私が、今回の豪雨災害の件に関しましては、本当に地区の皆さんに大変な苦勞または不便をかけている、早いところでは琵琶首、高森ではもう11月になれば雪が降る、そのような状態の中で、地区の皆さんは本当に迂回路等で大変だろうと思っています。本当にこれが降雪前に、先ほど来大丈夫ですというような話もあるんですが、もう1回私からもお聞きしたいんですが、本当に大丈夫なんでしょうか、伺いたいと思います。

○議長

町長。

○町長

今仕事を出すということは、何とか本工事までいって通行可能にしていきたいと思っています。これができないと除雪の体制がすべて狂いますので、これは必ず完成しなくてはならないという意気込みでやっておりますので、我々も力を入れていきたいと思っています。

そしてこれは直接な話ではないんですが、今回災害が起きて感じた点があるので、これらについて皆様とこれからも話し合いをしていきたいというのは、災害箇所の特定に至るまで、これから巡回しながらもパトロールをやってきたわけでありまして。その中で、こんなふうを考えております。我々の柳津町は、町道、県道、すべて入れますと道路の本数が幾つもあるわけでありまして。これを一度に監視してパトロール体制ができないということで、今光ファイバー網、それぞれ完成しているということで、監視カメラ体制をどうにか道路上の電柱等に設置等して、何とかリアルにその辺をパトロールできないかということもこれから必要なことであると思っておりますので、その作業にも少し着手したい、そんなふうな思いをしております。

○議長

6番、鈴木吉信君。

○6番

特に、私もきのうも見て回ったんですが、会津若松三島線の湯八木沢久保田間、これは現地を見る限り相当の災害だと私は見てきました。別に町長をどうこう思うわけではございませんが、久保田、また松ノ下、大峯の方々、本当に不便をきたしておるのではないかと、そんなふうにして見てまいりました。やはりあの工事が日数がかかる、それに対して本当に、久保田に除雪等で行く場合にはあの道路を通らなくては、牧沢を経緯して行ったら本当に大

変だ、そのようなこともありますので、早急な着工または早急な工事の完了を目指して頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、柳津町に対してこれだけ多くの災害が発生しておるわけですが、振興課長、今までの経験、または今まで見てきてわかっておるわけなんです、課長の機動力というものを十分に発揮して、地域住民の安全安心な交通確保のために今まで以上に頑張っ、降雪前に何とか完了していただきたいと思っ、今後の課長の意気込みに対して一言お願ひしたいと思っ。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

今ほど町道では3路線通行どめになっておりました。それで、五疊敷牧沢間はのり面部だけの崩壊で路面は傷んでおりませんので、それはすぐ終わると思っ。地熱発電所線でございますが、これも土砂が約2,000立方メートル近くこれから撤去しなければならないんですが、これも路面の損傷はないと思っ。ただ、長坂砂子原線でございますが、智仁荘の上につきましては、これも土砂撤去と山側の水処理でおおよそでは何とか路線バスの通過等も考えられますが、ただ、滝の湯向かいのコンクリートブロックが崩落したところにつきましては、冬期間にかかると思っ。

今回、災害箇所も非常に多いわけですが、まず緊急性のあるところから発注して完了させていきたいと思っ。

なお、地域振興課の農林振興班、そして建設班、それから上下水道班も含めて全力で復旧に当たっていききたいと思っ。以上です。

○議長

6番、鈴木吉信君。

○6番

ただいま振興課長のお話を聞いて、本当に頑張っ対応してもらいたいと思っ、よろしくお願ひしたいと思っ。

時間も大分過ぎましたので、二つ目の質問に移るんですが、先ほど来小林議員からも話があったんですが、柳津町の振興計画の基本計画の中にうたっておられる基本事業の取り組み方針の一番目に、「高齢者にやさしい住まいづくり事業等の活用により住環境の整備を支援するとともに住み慣れた地域で住み続けられるよう施設の整備について検討します。」とう

たっておられますが、やはり私は、柳津に政令がありますが、西山の方々はやはり地元で老人施設というものがあって、昼休みでも何でも本当に親戚が行って顔を出せる、または孫たちが行って顔を出せる、そのような近いところに施設というものは必要なんだろうと、またそう要望しているだろうと思っているわけでございます。今までいろいろ西山地区開発協議会、また区長会等々、町長または副町長が、または町民課長が行ってお話し合いを進めてこられたわけなんです、先ほどの小林議員のお話では、もしあれだったら今までの増築という形もあり、または西山地区に整備というような話もあったわけなんです、私はやはり前にもお話ししたとおり、琵琶首から、高森から、やはり1時間もかけて柳津の施設に来る、これが今現在の、道路網も整備して今現在の老人に対するサービスなのかと、本当にいつもそう思っているんですが、やはり車に乗って二、三十分で着いてサービスを受けられる、そのような場所であってからこそ養護老人ホームまたはお年寄りに対するサービスなんだろうと思っておりますが、これは町長でも町民課長でもいいんですが、今現在、西山地区につくる、これははっきり言えないかもしれませんが、どのような考えでおられるかお伺いしたいと思えます。

○議長

町長。

○町長

先ほど小林議員にもお答えしましたが、私の考え方とすれば、高齢化施設というのは本庁地区には二つの養所があるわけでありまして。そういった点から何としても、高齢者のバランスからいっても西山地域にそのような施設等を建てて、高齢者の皆さん、そしてまた雇用の場の設置をしていきたいという思いで今進めてきたことは事実であります。そしてまた議員の皆さんもわかってのとおり、公共的な施設についてもそうですが、柳津までは何とかいろんな便利性、いろんな面からいっても何とか採算的なものは見られるということがあるわけでありまして、さきの3.11であったと思うんですが、柳津に対しては避難者の皆さんも何とか来ていただきました。あれだけの準備を進めて西山荘に行って、大変良好な環境だといいいながら、あそこまではどうしても入ってくれないということがあったわけでありまして。そして最近の営業関係で見てもわかるとおり、大変いい温泉であるにもかかわらず客数がかかり減っているということで、我々もそうですが、道路網を整備してちょっとでも迂回すれば便利性よりもかなりコストがかかってしまっているというのが現実だと思えます。そういったところを見れば、民活でやっていただきたいものがかなり窮屈な面が出てきていることは確

かであります。かといって我々のほうで、財政が厳しい中で国県の補助の補てんはすべて町がやるということはなかなか困難であろうと思っております。

ただ、方法とすれば、福柳苑のような形でやっていただければ、これは最高の条件だと思います。あれは土地も町で整備して建物も建てたわけでありましたが、運営経営はすべて今厚生会でやっているわけでありまして。ああいう形が私は本来の姿であると思っておりますが、指定管理とかそういうものになればかなり後々までお金がかかるということでもありますので、それらも十二分に考えながら、そして検討して、それが確かなこれからの老人ホームであってしかなるべきな施設なのか、その辺も十二分に検討して慎重に取り計らっていきたいと思います。

○議長

6番、鈴木吉信君。

○6番

私が西山地区、これも言っているのは、西山地区というのはごらんとおり世帯数も少ない、町民の人口も少ない、そのような現状なんです、昭和村さんは、柳津の西山地区にちょっと羽をつけたくらい、それくらいであれだけの昭和ホーム——私の母親も世話になっているんですが、それで昭和ホーム、五、六十人を収容できる昭和ホームというものを持っておるわけでございます。また、先ほどから荒明議員からも話があったとおり、統合問題もあるわけなんです、中には西山交流センター、または中学校が統合したならば中学校の跡地、あの学校を利用してという話もあるんですが、私はやはりこの後、町長が任期中にはどうこうしたいというような先ほどの話があったんですが、3年も4年も待ってられない、これが西山のお年寄りたちに対する現状なんだろうと思います。やはり地元砂子原から役場が行ってお願いして、あれだけの土地があるわけなので、私はやはり西山荘のあの近辺の土地を利用してあの近辺に整備すべき、そのように前々からお願いしてきたわけなんです、学校統合問題とこの老人ホーム問題は切り離して私はやるべきだと思っているわけなんです、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長

町長。

○町長

6番議員にお答えをいたします。

この問題は、後年度の皆さんにすべてが先送りになるようなことはしてはならないと思っ

ております。これは町民との約束でもありますので、私は任期中にはきちんとした結論を出して、26年度の開設を目指して何とかそのような住民に対してこたえられるような方法をとっていきたいと思っていますので、もうしばらくの時間をいただきたいと思っています。

○議長

6番、鈴木吉信君。

○6番

先ほども言ったんですが、小林議員も私も、ほかの同僚議員も、この老人の施設に対しては何回となく質問等をされておるわけなんです、我々議会議員としても来年の3月いっばいで4年間を終わるわけなので、4年間の中に町会議員としてやってよかったな、またあの町会議員たちはこういう大きなことをやってくれたというような結果を残すように、この後もまた議会の中で質問をさせていただきますが、長くなく短い期間の中で、町民に対してまたは我々の議会に対して説明できるような取り組みというようなものに対してお願いを申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。

よろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長

これをもって鈴木吉信君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

#### ◎議案の審議

○議長

次に、日程第6、議案第71号「平成22年度柳津町歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第71号「平成22年度柳津町歳入歳出決算認定について」、提案内容を説明いたします。

平成22年度柳津町一般会計の決算につきましては、歳入総額41億2,336万7,000円、歳出総額38億4,299万4,000円、歳入歳出差引額2億8,037万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源7,518万4,000円、実質収支額2億518万9,000円となったものであります。

次に、特別会計であります。平成22年度柳津町土地取得事業特別会計の決算につきましては、歳入総額503万1,000円、歳出総額482万5,000円、歳入歳出差引額20万6,000円となったものであります。

次に、平成22年度柳津町老人保健特別会計の決算につきましては、歳入総額1万6,000円、歳出総額1万6,000円、歳入歳出差引額なしとなったものであります。

次に、平成22年度柳津町国民健康保険特別会計の決算につきましては、事業勘定で歳入総額6億1,375万7,000円、歳出総額5億4,246万4,000円、歳入歳出差引額7,129万3,000円となったものであります。施設勘定では歳入総額8,878万7,000円、歳出総額7,955万1,000円、歳入歳出差引額923万6,000円、翌年度へ繰り越すべき財源290万円、実質収支額633万6,000円となったものであります。

次に、平成22年度柳津町後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入総額5,054万8,000円、歳出総額4,995万7,000円、歳入歳出差引額59万1,000円となったものであります。

次に、平成22年度柳津町介護保険特別会計の決算につきましては、歳入総額4億4,513万円、歳出総額4億1,494万4,000円、歳入歳出差引額3,018万6,000円となったものであります。

次に、平成22年度柳津町簡易水道事業特別会計の決算につきましては、歳入総額1億7,963万8,000円、歳出総額1億7,535万8,000円、歳入歳出差引額428万円となったものであります。

次に、平成22年度柳津町町営スキー場事業特別会計の決算につきましては、歳入総額1,878万3,000円、歳出総額1,778万3,000円、歳入歳出差引額100万円となったものであります。

次に、平成22年度柳津町農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額7,756万円、歳出総額7,685万2,000円、歳入歳出差引額70万8,000円となったものであります。

次に、平成22年度柳津町下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入総額6,531万3,000円、歳出総額6,329万2,000円、歳入歳出差引額202万1,000円となったものであります。

次に、平成22年度柳津町簡易排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額362万7,000円、歳出総額287万1,000円、歳入歳出差引額75万6,000円となったものであります。

次に、平成22年度柳津町林業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額510万4,000円、歳出総額487万6,000円、歳入歳出差引額22万8,000円となったものであります。

以上で、各会計の決算概要の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長

次に、代表監査委員に決算審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、長谷川和男君。

○代表監査委員（登壇）

それでは、平成22年度決算審査の意見書を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、平成22年度歳入歳出決算並びに基金の運用状況の審査を終了したので、その結果を次のとおり意見を付して報告いたします。

平成23年8月30日。

柳津町代表監査委員、長谷川和男、柳津町監査委員、横田善郎であります。

まず、第1が審査の概要であります。

1番、審査の対象。

- (1) 平成22年度柳津町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成22年度柳津町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成22年度柳津町老人保健特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成22年度柳津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成22年度柳津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成22年度柳津町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成22年度柳津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成22年度柳津町町営スキー場事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成22年度柳津町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成22年度柳津町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成22年度柳津町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算
- (12) 平成22年度柳津町林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (13) 平成22年度基金の運用状況

であります。

2、審査期間の期間。

平成23年7月21日より平成23年7月28日までの5日間であります。

3、審査の着眼点。

- (1) 決算書の計数は正確であるか。
- (2) 町税、保険税、使用料等の徴収業務は向上しているか。

(3) 財政運営の健全性は図られているか。また予算執行は適正であったか。

(4) 前年度の指摘事項について必要な改善処置はとられているか。

4番、会計別歳入歳出決算状況は次のとおりでありますということで、次ページに、まず、第2審査の結果として、総括で、各会計別の歳入歳出の決算状況を載せてあります。

なお、これにつきましては、町長が今同じもの提案理由で申し上げておりますので、省略いたしますのでごらんいただきたいと思います。

次に、2が一般会計であります。

(1) 財政の推移であります。

平成22年度における一般会計は、歳入総額41億2,336万7,000円で9,305万6,000円の増、歳出総額38億4,299万4,000円で5,463万9,000円の減であります。

なお、過去3年間の状況は次のとおりということで、3年間の計数整理を行っておりますので参考にさせていただきたいと思えます。

2番目に、財政収支の状況であります。

平成22年度決算状況は、前述のように歳入総額41億2,336万7,000円から歳出総額38億4,299万4,000円を差し引いた2億8,037万3,000円が剰余金となりました。うち繰越明許費は7,518万4,000円、したがって実質収支は2億518万9,000円で、前年度決算における実質収支8,538万4,000円を差し引いた単年度収支は1億1,980万5,000円となります。

なお、これも参考にさせていただきたいと思えます。

次に、3番の収入の状況であります。

平成22年度一般会計歳入合計額41億2,336万7,549円で、前年度に比べ増額になった主なものは、地方特例交付金233万6,000円、地方交付税1億1,337万3,000円、分担金及び負担金723万8,000円、国庫支出金1億5,089万4,000円、町債1億5,270万6,000円で、減額になったものは、町税が1,398万8,000円、地方譲与税185万3,000円、県支出金2,417万8,000円、財産収入159万5,000円、繰入金7,966万1,000円、繰越金2億415万5,000円、諸収入560万2,000円等で、歳入合計では前年度より9,305万6,000円増額になりました。

次に、一般会計の歳入の総括表であります、各科目別に載せてありますので参考にさせていただきたいと思えます。

なお、収入割合等も下のほうに載せてありますので、参考にさせていただきたいと思えます。

次が、町税及び税外収入の未収金についてであります。

この問題については、例年未納額の改善について指摘しておるところであり、今回の意見書には載せておりませんが、各科等の指摘事項には報告しています。参考にしていただきたいと思いますが、未納額は、現年度分が合計で298万9,973円で前年度より168万8,145円減少し、滞納繰越分は2,723万215円で145万6,124円増加し、未収金合計で3,022万188円で前年度より23万2,021円減少いたしました。

なお、滞納の不納欠損処分額が17万1,900円であります。

次に、歳出の状況であります。

平成22年度一般会計予算額42億7,758万8,000円に対し、支出済額38億4,299万3,000円、繰越明許費2億2,320万1,000円、事故繰越733万8,000円、不用額が2億405万5,343円で、予算に対する執行率は89.8%（前年度は89.4%）、前年度を0.4ポイント上回りました。また、歳出決算額は前年度に比べると5,463万9,838円の減額になりました。

なお、目的別の執行状況はこの表のとおりでありますので省略させていただきます。ごらんをいただきたいと思います。

なお、性質別歳出においては次の表のとおりであります。消費的経費で42.7%、投資的経費で27%、その他が30.3%で、前年度と比較して消費的経費は0.2ポイントの増加で、投資的経費は1.1ポイント増加し、その他で1.3ポイント減少となりました。

内訳は、消費的経費で、人件費が0.8ポイント、維持修理費が0.7ポイント、補助費等が2.6ポイントの減となっております。投資的経費では、普通建設事業費が0.4ポイント、災害復旧事業費0.8ポイント、その他の経費で、公債費で1.4ポイントのマイナス、積立金1.3ポイントとなっております。

なお、性質別の歳出状況もこのとおりでありますので、ぜひごらんになっていただきたいと思います。

3番目に、特別会計に入ります。

まず、1番目に、土地取得事業特別会計であります。

本会計の決算は、歳入総額503万755円で、歳出総額482万4,954円となり、差引額が2億580万1,000円であります。細八地区の分譲宅地未販売分7区画、22年度分の実績が1区画であります。早期に完売するように努力していただきたいと思いますが、大体かなりの戸数も販売して住宅も建設し、初期の目的はほぼ達成されたように考えております。また、未販売区画の公園化等も必要ないか、生活環境を整備する上でも検討されるように提案したいと思います。

2番目に、老人保健特別会計。

○議長

報告の途中でありますが、ここで本日の議事日程についてお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合よりこれを延長したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

引き続き報告をお願いします。

○代表監査委員

それでは、2番目が老人保健特別会計であります。

本会計の決算は、歳入総額1万5,537円で、歳出総額も同額であります。差引残額ゼロ円で、この会計は平成22年度から後期高齢者医療制度に移行し、老人保険会計は平成22年度で終了となりました。

次が、3番目が、国民健康保険特別会計であります。

まず、イ)事業勘定であります。

本会計の決算は、歳入総額6億1,375万6,771円、歳出総額5億4,246万3,589円となり、差引残額が7,129万3,182円であります。

歳入の主なものは、国保税で9,459万2,729円、国庫支出金が1億3,835万50円、療養給付費交付金が3,745万5,000円、繰入金5,878万6,399円、繰越金5,163万2,691円であります。

歳出の主なものは、保険給付費3億3,184万4,185円、後期高齢者支援金5,048万3,776円、介護納付金2,601万7,070円、共同事業拠出金7,175万5,526円で、歳出総額は前年より7,817万936円減額になりました。

なお、国保税の未納状況は次の表のとおりとなっております。合計で前年課税分が153件で391万467円、滞納繰越分の件数が637件で1,528万9,414円、合計で件数が790件、1,919万9,881円、実人員46人です。収入未済額が前年度より36万8,971円増加し1,919万9,881円となりましたが、このことは大変憂慮すべき事態であります。国保会計に重大な影響を与えかねないので、徴収に当たっては滞納整理計画を立て万全を期すよう強く要望いたします。

なお、本会計につきましては、平成23年度は税率の軽減も図られておりますので、その改

善が期待されるところであります。

次に、施設勘定であります。

本会計の決算は、歳入総額8,878万7,319円、歳出総額7,955万865円となり、差引額が923万6,454円であります。

収入の主なものは、診療収入で6,225万3,018円、繰入金で2,233万6,000円、繰越金で419万111円であります。

歳出の主なものは、一般管理費で4,966万5,036円、医薬用衛生材料費で2,903万4,467円であります。

受診者が7,973人で前年比106人の増、診療収入は5万3,395円増額になりました。

4番目に、後期高齢者医療特別会計であります。

本会計の決算は、歳入総額5,054万8,549円、歳出総額4,995万7,348円となり、差引額が59万1,201円であります。

歳入の主なものは、保険料で2,489万3,300円、繰入金2,515万2,348円あります。歳出の主なものは、一般管理費689万7,686円、広域連合納付金4,290万1,314円あります。

保険料の未収金が18件で7万4,200円となったことは遺憾であり、収納事務を徹底されたいと思います。

5番目に、介護保険特別会計であります。

本会計の決算は、歳入総額4億4,513万82円、歳出総額4億1,494万4,030円となり、差引額が3,018万6,052円あります。

歳入の主なものは、保険料で5,787万70円、国庫支出金1億1,103万9,950円、支払基金交付金が1億1,556万9,362円、県支出金6,874万8,604円、繰入金7,002万1,989円、繰越金2,181万2,911円あります。

次に、歳出の主なものは、総務費で2,044万3,979円、保険給付費3億7,434万4,967円、地域支援事業費1,144万1,833円、諸支出金864万7,055円、歳出総額で前年より2,485万6,501円増額になりました。保険給付費は前年より2,159万7,094円増額になりましたが、今後給付費を抑制するために介護予防事業に努められたいと思います。

介護保険料の未収金が117万7,800円となり、前年より7万900円増加し、年々増加していますので、滞納整理計画を立て万全を期するように強く要望いたします。

6番目が、簡易水道事業特別会計であります。

本会計の決算は、歳入総額1億7,963万8,378円、歳出総額1億7,535万7,932円となり、差

引額が428万446円です。

歳入の主なものは、水道使用料5,806万7,938円、国県支出金5,188万円、繰入金3,243万2,000円、町債1,530万円であります。

歳出は、水道事業費1億3,570万5,122円、公債費3,965万2,810円であります。

水道使用料の未収金が、現年度分で、金額で222万4,797円、滞納繰越分、金額で2,093万218円、合計金額2,315万5,015円であります。19万1,885円を不納欠損した関係で未収金額は前年度より減少しましたが、前年度より未収金を減らすのが滞納回収の最低目標であるので、早急に検討し実行するよう強く要望してまいります。

7番目が、町営スキー場事業特別会計であります。

本会計の決算は、歳入総額1,878万2,949円、歳出総額1,778万3,425円となり、差引額が99万9,524円であります。

歳入の主なものは、繰入金758万9,000円あります。

歳出では、スキー場事業費1,778万3,425円になります。

スキー場の管理運営等については、施設も老朽化しているので、今後の施設の運営方針を検討されたいと思います。

8番目が、農業集落排水事業特別会計であります。

本会計の決算は、歳入総額7,756万65円、歳出総額7,685万2,332円となり、差引額が70万7,738円あります。

歳入の主なるものは、分担金及び負担金が67万2,000円、使用料1,218万4,440円、繰入金6,088万1,000円、繰越金376万9,284円あります。

歳出では、総務費2,777万6,338円、公債費4,907万5,994円あります。

未収金は前年度より12万1,010円増加し、11件で75万9,390円となっておりますので、早急に回収するとともに、平成16年度に事業は完成しているが、依然として加入率が低いので加入促進の強化を図られたい。

9番目が、下水道事業特別会計であります。

本会計の決算は、歳入総額6,531万2,777円、歳出総額6,329万2,249円となり、差引額が202万528円あります。

歳入の主なるものは、分担金及び負担金268万8,000円、使用料が1,453万9,041円、繰入金4,563万8,000円、繰越金231万4,702円あります。

歳出では、総務費2,429万7,025円、公債費3,899万5,224円あります。

工事が完了したので、健全な維持管理に努めるとともに、経費がかかるので加入促進を図られたいと思います。また、未収金が1件、5,034円ありますので、早期に回収されるよう求めます。

次が、簡易排水事業特別会計であります。

本会計の決算は、歳入総額362万6,720円、歳出総額287万1,052円となり、差引額が75万5,668円であります。

歳入は、使用料の81万2,640円、繰入金223万3,000円、繰越金58万1,080円であります。

歳出では、総務費189万1,364円、公債費97万9,688円であります。

次が、林業集落排水事業特別会計であります。

本会計の決算は、歳入総額510万4,478円、歳出総額487万6,382円となり、差引額が22万8,096円であります。

歳入の主なるものは、分担金及び負担金100万8,000円、使用料及び手数料47万5,240円、繰入金187万1,000円、繰越金44万8,858円であります。

歳出では、総務費177万1,482円、林業集落排水整備費が275万円、公債費35万4,900円であります。

次が、4番目、積立金の状況であります。基金の運用状況であります。

積立金の状況は、次の表のとおりでありますということで、これは参考にさせていただきたいと思いますが、財政調整基金と公共施設整備基金以外は全部目的基金でありますので、その目的の事業によって運用していくということになります。よくごらんをいただきたいと思います。

次が、徴税等の収入未済の一覧表であります。

これは、毎年滞納分の徴収について努力するよう指摘しておりますので、これも参考にさせていただきたいと思います。

以上が意見であります。

なお、指摘並びに要望事項を申し上げます。

一つ、行政評価及び行財政改革推進計画についてであります。

行政評価制度については、平成22年度で一定の区切りとしたようではありますが、「住民との情報共有を通じ町的意思決定にだれもが主体的に参加できる基盤づくりと透明性の高い行政運営と住民起点での行政体質改革の実現を目指す」とした方針がどのように進められているかを確認するため、各課・班の資料提出を求めましたが確認には至りませんでした。また、

公表後の対応は2課3班のみで、この制度が行政に生かされているものとは判断しかねるものであります。

しかしながら、この制度を今後生かすためには対象事業の選定方法の改善を進め、事務量の大幅な軽減と公表後の対応も透明にすべきものと思います。

また、行財政改革推進計画では、22年度からの計画は全く策定の見込みのないことから、本計画は行財政改革推進大綱（方針）を策定し、その大綱により流動化する財政状況と行政を取り巻く環境の変化に対応しながら進めるよう方針転換を求めます。

次は、審査の総評であります。

平成22年度柳津町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、計数に誤りもなく、関係諸帳簿、証書類も整備されており、会計経理は正確な決算であると認めるものであります。

特に、決算統計や財政健全化法の財政分析比率を見ますと、実質公債費比率で11.9%、将来負担比率もマイナスで、経常収支比率は71.7%と大変良好な財政運営であったと判断いたしました。

しかしながら、柳津町の財政力指数は単年度で0.16894と脆弱なものであり、一般財源は前年比1億6,672万8,000円の減、また自主財源も2億9,939万7,000円の減と、国、県に依存する財政状況は全く変わっていないものであります。東日本大震災や原発事故による財政需要が非常に大きいことから、24年度以降の影響は予測の難しいものであります。今後非常に厳しくなるものとして、自主財源の確保と歳出削減に努め、町民の福祉向上のため、全職員一丸となってご尽力くださるよう要望し、22年度決算審査の総評といたします。

以上で終わります。

○議長

これで、代表監査委員の報告を終わります。

お諮りいたします。

議案第71号「平成22年度柳津町歳入歳出決算認定の審査について」は、議員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第71号「平成22年度柳津町歳入歳出決算認定について」は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

決算特別委員会の正副委員長を議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

決算特別委員会委員長に8番、荒明正一君、副委員長に7番、小林 功君を指名いたします。

なお、決算の審査に当たり、町長並びに所管の課長及び班長の出席を求めます。

◇

◇

◇

◎休会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日、これより9月22日午前10時までを決算審査のため休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日これより22日午前10時までを休会とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎散会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日はこれをもって散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。(午後5時16分)